

第三十三回国会
衆議院

災害地対策特別委員会通商産業等小委員会議録第一号

本小委員会は昭和三十四年十一月十三日(金曜日)委員会において設置することにした。
十一月十三日
本小委員会は委員長の指名で次の通り選任された。

小委員外の出席者
大蔵事務官 大月 高君
(財務調査官)
大蔵事務官 中尾 博之君
(主計局総務課)
国民金融公庫理事 水谷登代七君
中小企業金融公庫理事 片岡 亮一君
車理事
十一月十六日
小委員横山利秋君同日委員辞任につき、その補欠として田中武夫君が委員長の指名で小委員に選任された。
同日
前尾繁三郎君が委員長の指名で小委員に選任された。

昭和三十四年十一月十六日(月曜日)
午前十時五十七分開議

出席小委員

小委員長 前尾繁三郎君
小川 平二君 世耕 弘一君
辻 寛一君 山手 満男君
小林 正美君 佐藤観次郎君
田中 武夫君

出席政府委員

大蔵政務次官 奥村又十郎君
大蔵事務官 賀屋 正雄君
(管財局長)
通商産業政務次官 内田 常雄君
通商産業事務官 齋藤 正年君
(大臣官房長)
通商産業事務官 小出 榮一君
(重工業局長)
中小企業庁長官 小山 雄二君

小委員外の出席者

大蔵事務官 大月 高君
(財務調査官)
大蔵事務官 中尾 博之君
(主計局総務課)
国民金融公庫理事 水谷登代七君
中小企業金融公庫理事 片岡 亮一君
車理事

十一月十六日

小委員横山利秋君同日委員辞任につき、その補欠として田中武夫君が委員長の指名で小委員に選任された。
同日
小委員田中武夫君同日委員辞任につき、その補欠として横山利秋君が委員長の指名で小委員に選任された。

本日の会議に付した案件

昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の水害を受けた中小企業者に対する国庫の機械等の売却等に関する特別措置法案(内閣提出第七号)
中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)
昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の水害を受けた中小企業者に対する資金の融通等に関する特別措置法案(内閣提出第二二三号)
昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害により被害を受けた公務員等に対する国家公務員共済組合等の給付の特例等に関する法律案(横山利秋君外十六名提出、衆法第九号)

関する法律案(横山利秋君外十六名提出、衆法第九号)
天災による被害中小企業者等に対する資金の融通等に関する特別措置法案(田中武夫君外十七名提出、衆法第六号)
○前尾小委員長 これより会議を開きます。
中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)外二件、並びに天災による被害中小企業者等に対する資金の融通等に関する特別措置法案(田中武夫君外十七名提出、衆法第六号)外一件、以上五件を一括議題として審査に入ります。
質疑の通告がありますので、これを許します。辻寛一君。
○辻小委員 激甚地の指定の問題について、また重ねて伺いをいたしたいと思ひます。盛んにもみにもまされまして、御苦心の結果、やっと編み出されました激甚地の指定、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担特例法の政令に規定するこの激甚地の指定の腹案をいただいておりますが、これによりますと、市町村の府県工事でございますね、これには標準税率収入とにらみ合わせる場合と、それからいまい一つ、その市町村の区域に長期、すなわち七日以上の湛水地域が三十町歩をこえる場合には、その区域の府県工事には激甚地の特例を適用する、こうありますね。そうしてその中に特に注が施してありまして、一名古屋市の長期湛水地区については全市を一括指定することなく概ね行政区を単位として指定する事」ということあります。それから今度市町村自体の工事の場合におきましては、やはり長期湛水地域が三十町歩をこえる場合というこれは入っておりますが、ここには特に名古屋市の注は出しておりません。そういたしますと、名古屋市の場合は府県工事におきましては行政区を単位として分ける、そうして市の方の工事は一括していく、こういうことになるわけでございますか。
○奥村政府委員 府県工事の場合は市の行政区、それから市町村工事は適用する場合は、名古屋市の場合においては今御指摘の通り、区の単位ということになります。
○辻小委員 名古屋市の場合は府県工事、愛知県の分担する工事の場合におきましては、ここにはっきりと区に分けるように書いてある。市のやりまします工事は、それが入れてないんです。ですから、同じ名古屋市の公共土木工事をやります場合におきましても、県の工事は区に分けてやる、市の工事は一本でやる、こういうことでございまして、その点です。私はこのいただいた資料に基づいてお尋ねをいたしておるのです。
○奥村政府委員 私実は資料を大蔵省に置いてきましたので、さっそく取り寄せて御答弁いたします。
○辻小委員 それではお取り寄せをいただいて御検討をいただくことにいたしましたので、とにかく、これに

はつきり出ております。すなわち、名古屋におきましますところの府県工事というものは、各区に分けるということになっておることだけは確かなんです。ありますが、一体名古屋市の長期湛水地区を、たとい県工事のみで指定をされたい、各行政区に分けて指定をされたい、その考え方の根拠はどこにありますか。
○奥村政府委員 これは資料を取り寄せて明確にお答えしたいと思ひますが、私の承知いたします範囲におきましては、市町村工事については行政区単位で高率補助を適用する、こういうふうにお尋ねの、なぜこのようにするかということにつきましては、名古屋市の場合は特に大きな市でありまして、行政区域の中で、市全体を、市町村工事を高率適用に適用するよりも、その中の区の単位で高率適用を指定した方が実情に即する、かように考えていたし、たものと存じます。御承知の通り、市町村単位で高率適用を適用されない区域におきましても、旧市町村単位で適用することもできるようになっておりますから、そのような精神に基づいて、今御指摘のような措置をとったと承知いたしております。
○辻小委員 どちらにいたしまして、その単位というものが、一つのやはり公共団体になっておるわけでありまして、たとえば名古屋市の場合の区というものは、これは大都市の特例法にありますように、市長の権限をた

たま行政事務の便宜上これを委任してあるだけなのでありまして、たとえば東京都のごとき特別区と違ひまして、課税権も何もない、事務的に、便宜上區別してあるだけの区なのであります。が、そういうのを、名古屋は大きいからといって、大小にかかわらず、とにかく普通公共団体を規模としてこれを適用されておるにかかわらず、特に名古屋市の場合、こうして単なる行政区を単位とされるその根拠がはっきりいえないように思いますが、いかがでございますか。

○奥村政府委員 なおこれは資料を取り寄せて、明確にお答えを申し上げます。と思います。

○辻小委員 保留しておきます。資料が入りましてからまた……。

○佐藤(観)小委員 関連して、奥村次官に激甚地の問題で質問したいのですが、七日以上ということがありますが、七日以上という人が、今私ども選挙区では五十日も入っている人は、やはり同じ査定でやられるのですか。七日と五十日ではずいぶんえらい違いがある。現在水に浸っておるところが、十万人くらい水にひたつて……きのうも見てきたけれども、まだ入っているんですが、そういうところを七日と五十日、同じような標準でやられるのか、その点ちょっとお聞きしておきたい。

○奥村政府委員 これはなかなかむずかしい問題でありまして、七日以上でありますから、七日以内の場合は適用されませんが、七日以上であれば、五十日湛水したものも含まれるので、その程度の、七日以上という線を引くの

が最も妥当でなからうか、かように考えた次第であります。

○佐藤(観)小委員 七日ということに不平を持っておるわけではないけれども、七日の人も五十日の人も同じ適用を受けるということとは、ちょっとおかしいのではないかと。相当被害額が大きいので、同じようにやられるということについては、ちょっとわれわれ疑問に思うし、おそらく地元の人、同じ被害激甚地であっても、七日の人と……まだひどいのはおそく六十日以上になるのです、私どものひどいところ

は、そういうところを同じ単位でやられるかどうかを、はっきりした御返事をしたい。同じ激甚地でも、七日の激甚地と六十日の激甚地とは、その差が非常にひどいと思うのです。その点についてどういうような解釈をしておられるのか、もう一つお話し願いたい。

○奥村政府委員 御指摘の点はごもっともと存じますが、しかし御承知の通り、今回激甚地の指定になりました高率適用は、ほとんど九割ないし十割という適用をいたしておりますので、五十日以上湛水したから、高率適用の上にもう一つ高率というようなことは、とてもそういう余地がないので、実は政府内部においても、もう七日以上ということ、それ以上の区分はする余裕がない、かように考えておる次第でございます。

○佐藤(観)小委員 どうもその点が不公平でないかと思うんですね。七日以上の激甚地はやむを得ない。それはいいのですが、しかし、六十日も七十日もつかっておる人も同じ標準でやられることについて、私たちがそういうところの言いのがれができるような、そういうあなたの方での解釈をしていただかないと、われわれは納得できないのです。この点は、おそく現場を見ていただかないとわかりませんが、どうも大蔵省の査定官は、あまりに現地に往くと同情してふやすといかぬからという声が最近あるわけですね。そういうことについて、大蔵省はもっと具体的に、現地へ行って一つ綿密に調べていただくような方途はとってもらえるかどうか。そのことだけちょっとお伺いしたい。

○奥村政府委員 現地の公共土木事業復旧あるいは農地、農業用施設の災害復旧の査定につきましては、まだこれからいたすのが多いのであります。今のところ大体査定の済みしましたのは、三割余りと承知いたしております。従いまして、これから現地査定に際しまして、もちろん、建設省なり農林省なりの査定官が査定をいたすわけでありますが、大蔵省の出先も査定に立会するわけでありまして、十分実情に沿うようにやるように指示をいたしております。

それからただいまの五十日以上、特に湛水のはなしはだしいものについては、何か考える必要があろう、こういう御趣旨であります。公共土木などの災害復旧につきましては、これは湛水期間が長ければ長いほど復旧費用もよけいにかかるわけで、これはその通り実情に即して査定ができるものと思えます。災害救助法などの適用につきましまして、これは佐藤委員もよく御承知の通り、湛水期間が長くて災害救助法の適用発動の期間が長いところは、たとえば食糧費とか、あるいはそ

の他の救助法の発動適用については、湛水期間の短いものよりもずっと手厚くいたしておるつもりであります。

○佐藤(観)小委員 農村で問題になるのは、学校の被害状況ですね。今度おそくこういうものの査定に行かれると思うのです。そういうことになりまして、長期湛水地帯の学校は、表向きはどうにか建てたおいても、被害の程度が非常にひどい。そういうことについて、大蔵省の査定官が行かれる場合には、そういう含みを持ってやっていただくというのを私は考えておるわけですね。そういう点は、長期湛水したところと一週間か十日くらいやったところとは、區別して査定をしたいと思います。私は関連はこれで終わります。

○辻小委員 それでは、資料が参りますまでにお尋ねしておきたいと思いたす。この湛水地域が三十町歩というのは、これはまたどういふ根拠でありますか。市町村におきまして湛水地域三十町歩、市町村と申しましてもピンからキリまでありまして、名古屋は大きいからというお考えもおありのことと思えますので、一概にはお考えになつておられぬと思うのでありますが、そうすると、一市町村について三十町歩というのは、一体どういふところから割り出されておられますか。ただ三十町歩は多いという程度じゃないと思ふのです。やはり何か根拠がなければならぬと思ひますが、三十町歩というの、これはどういふ根拠に基づいておられるのですか。

○中尾説明員 三十町歩自体、二十五町歩というわけにいかぬので、やはり三十町歩でなければいかぬという意味ではございせんが、これはある程度地域がまとまりまして、それで長期にわたって湛水するところ、社会的あるいは公私の被害の激甚の基準を求めたものであります。湛水と申しましても、いろいろ御疑念があるようでありまして、その点はまだいろいろ各省で案を作っておりまして、湛水の定義と申しますか、そういうものがなかなかはっきりしておりませんと疑いを生じますので、だんだんはっきりして参ると思ひますが、三十町歩自体は、ある程度まとまった地域ということでありまして、こまかいものは手が届きませんし、そうかといって、あまり大きなところばかりとるといふことも申します。もう相当過去のことになりまして、そういうような関係から、ある程度まとまったところをどういふことをねらいまして、三十町歩というところに線を引いたものでござい

ます。

○辻小委員 三十町歩と申しますと、これは、大体三十町歩ならば、この市町村、つまり湛水地域によって特例法を適用し得るといったような地域を大体お考えいただいたのではないかと私思ふのです。元来ならば、この標準収入とにらみ合はしていくというのが原則であるけれども、それでもって、とにかく実質的に激甚地であるところをカバーすることができないというその親心から、こういう湛水地域というものをお作りになったのだらうと思ふのです。そういうしますれば、大体そういうところは現実的にわかっておると思う、そういうところからお考

額はそんなに多くございませんけれども、これは気持の上なんです。世間で激甚地々々々というのは、これは公共土木だけなんということは、考えていけません。いわんや、名古屋なんか

ら、何も災難を大きく言われることがうれしいわけじゃございませんが、人間は妙なものでありまして、われわれは二十八災以上だと思ってたが、二十八災に次ぐなんて言われたら、それを認めておつてくれぬのだという気持ちが、二つ三つと同じように、名古屋は半分に

なりましたら、ほんとうに名古屋の実態を見ておってくれるのかという市民の不満が、非常に出てくると思うわけです。ただ、名古屋が大きいからというだけで、しかも、公共団体そのものでないところの区に分けていくという

と思う。そうしますと、今佐藤委員からも言われましたが、同じ湛水地域といわれても、ピンからキリまであります。私の方も、五十日くらいいつかっておつたところもありますし、なるほど、七日くらいのもぎりのところまで、七日くらいのもぎりのところまで、ずいぶんところもばらばらでしょう。そう

日、七十日づつ来ておったところとは、うんと違つて参ります。そうすると、今度はその被害額、復旧事業費というものをはじき出すことになる。これはあなたの方の厳重な査定が要すると思うのでありますが、査定をし

の八から十分の十までございましょう。それと照らし合わせるときに、一
体何とお比べになりますか。区に割つ

三

ておいて、そうして標準税収入だけを名古屋と照らし合わせたら、最大の高率適用を受ける地域というものは、全然出てこないことになるわけでありまして、こういう点にも、私は相対矛盾があるように思うのであります。ちよつとこの点のお考えを……

○興村政府委員 御承知の通り、今回の激甚地指定で、県工事にいたしましたも、市町村工事にいたしましたも、激甚地として高率適用をいたしますのは、主として市町村区域を単位にしております。従いまして、愛知県は、県全体としても非常な災害を受けましたけれども、愛知県の中で高率適用を受けない市町村も、かなりあるわけでありまして、それは、なるべく災害の実態に合うように激甚地に国庫負担を多く出そう、こういう趣旨でありますので、それからいたしますと、少し政府がいたしましたのは洪過ぎるという御非難があるかも知れませんが、現実には被害の多かったところをなるべく見ていくということになりますと、ことに名古屋市のとき大きな市において、まあ高率適用のなにを、先ほど申し上げたように、まず標準税収入と比較し、次いで、激甚地、こういうふううにできるだけ拾おうという趣旨でやりましたので、名古屋市中に、一部の区域は適用にならぬところがございまして、しかし、それ以外に愛知県において高率適用を受けない地域がかなりありますので、御了承願いたいと思ひます。しかしこれは、御承知の通り、公共土木の高率適用ですから、たとえば厚生関係、文教関係、あるいは御指摘のように住宅がやられたとか、商工業がやられたということになれば、こ

れは金融その他いろいろな処置をとっておりますが、こういう処置につきましては、この公共土木の激甚地指定には何ら関係なく、実情に応じて処置をいたす、かようにいたしておる次第であります。

○辻小委員 それはわかります。公共土木だけということになりますが、今申し上げましたように、激甚地の指定というものが、やはりこれはひどかったんだ、これはそれは何でもなかったんだという大きな区分けをやるため、えつともさやっておるよう思うのです。実際、名古屋あたりに公共土木そのものの比率がそんなに大きくないのですから、金額にいたしますれば、ほかの市町村と比べまして、そんなに少なくはないのであります。ところが、全体から申しますれば、そう大きくはないのでございまして、しかし、その心理的影響が大きいというところなんです。と同時に、三十町歩というところは、名古屋のような大きなところを目標にしておられないのだから、思う。ですから、もしこの三十町歩に何割以上とか、こういうことを入れていただくと、私は一番いいと思う。それよりも、一番いいことは、せつかくこの実情に合わせようとして、こうした長期洪水地域というものでございになったのでありますから、名古屋市は全部一本としてお入れになるというところが、私は至当であると思う。それを区によって分けるということは、しかも、しばしば申し上げますごとく、これはほんとうに行政上、便宜上できているだけのものであります。それを分けるということになりますと、たと

えば問題の山崎川のごときも、大部分が南区であります。瑞穂区にまたがっております。その瑞穂区が高率適用がされないということになりますと、同じ県がやる、市がやる工事でありまして、同じ区域内にあって適用が違つてくるというふうな、まことに妙な形ができてくると思うのです。ですから、これはどういうお考えから——ただ単に同じ市町村といつても、名古屋は特別大きいので、ちと割つたらよろうぐらゐの簡単なお考えで、ほんとうに名古屋の実情というものをとお考えなしにおやりになったと思ひつきやないかと私は思うのです。思ひつきやばならぬ実情であるということ、私は申し上げておるわけなんです。

○中尾説明員 質問の御趣旨はよくわかりました。名古屋自身が都市災害として非常に激甚なものであるということ、は、もちろん十分伝えられておるところでございまして、私も十分その報告も受けました。私も、各省の意向もくみまして仕事をいたしておるわけでございますが、何と申しましたも、公共土木と申しますと、公共団体の受けた打撃であります。それを早く復興しなければならぬ。復興のための条件を考えまして、単なる地方財政措置ではないか、当該補助そのものを高率に持つていかなければ復興できないというところをねらいまして、特例を作つて参るわけでございます。しかし、そういうことばかりでは、ただいま御質問にもございましたように、いわゆる激甚地という部分が必ずしも割り切れないところから、非常に理論的な分と常識的な分との、いわば

妥協でありまして、いわゆる混合方式もその一つであります。単に混合方式をもつてしましても、どうも理論によりまして志が屈かないという部分につきまして、さらに洪水というふうな観念を導入したわけでありまして、従いまして、いわゆる特例でございすから、至るところで、特例を受けるところと受けないところの境目というものは、おそらく理屈は理屈として、当事者、さしあたりそこにおられる方にとつてみれば、いすれにしても意に満たない考えをお持ちになるという向きがあるというところは、十分わかるのであります。事情はそういうことでございまして、地方財政との関係、さらに若干地方財政との関係に弾力性を持たしました混合方式、さらに、それに公私の人的、物的ないしは社会的な打撃というものの激甚なショックを受けるところに對し、単なる地方財政措置でなく、高率の適用をしよう、そういう意味の適用をとにかくつけなければならぬというところを拾うという建前を立てまして、それで、洪水ということにいたしましたわけでありす。従つて、この洪水というものは、はやそこまで参りますと、地方財政とか、そういうような理屈の方からはだ

いぶ離れた方面の一つの解決でございす。従いまして、行政区というふうなことで、財政単位になっておらぬじゃないかというふうな御意見にもなつてくると思ひますが、そこは、そういうような一つの区域として、最後にとらざることをとつたわけでありす。その辺を御理解願いたいと存じます。決して名古屋その他の地域が激甚でないとか、あるいはそれに対しては

何ら意を用いてないという次第ではございせん。都市災害そのものは、今回の災害の大きな特色でございす。従いまして、先ほど政務次官からも御答弁がございました通り、従来にない、非常に人口の密度の多い地域におきまして、生活の根柢、親企業を一切破壊され、教育のあれも破壊されたというふうな地区におきまして、災害でございすから、当初より災害救助法の適用にあたりまして、迅速、かつ、その幅を広げまして、いろいろ心がけておるわけでございます。なお、文教施設の復旧あるいはその不燃化といひますか、耐久化といひますか、あるいは住宅関係における充足というふうな面につきまして、いろいろ都市災害そのものを頭に置きまして、十分に考へておる次第でございす。また、土木の關係となりまして、名古屋自体は小さいということですが、それと、絶対額においては私は必ずしも小さいとは思つておりませんけれども、それ自体がさらに財政的にも未曾有のショックとして、非常に困つておる向きもあるわけでございますから、どうぞそういう方面のこともお考え合わせ願ひまして、一つ意のあるところを御理解願ひたいと存じます。名古屋そのものの都市災害に對して、事を軽く考へたり、あるいは思ひつきでもつてやっておるというふうな趣旨では、決してございせん。十分にいろいろ考へまして、端の端に申します、名古屋のこの洪水をいかに地方財政の關係と離して持つてくるかというところは、非常に問題であつたわけでございます。何とかして考へなければいけないということを持つて参りましたのが、これでございます。それで参りますれば、その他の

地区におきましても、社会的な集団に
対する手当というものと大体衡衡がと
れようかと存じますが、境目の点その
他につきましても、なかなか御理解がむ
ずかしい点は多々あるかと存じます
が、よくそういういきさつと、それか
ら対策の実情を御理解願いたいと存じ
ます。

○辻小委員 実情を御理解願いたいとい
うことは、私の方が申し上げること
なんです。私の方で申し上げること
なんです。その被害の絶対
額は決して少ないこととはございませ
ん。公共土木だけでも二十一億ござい
ます。ただ、他の公共被害、それから
さらには民間被害と比べると、比較的
少ないということではございまして、名
古屋市にとってはゆゆしき問題であり
ますから、私もお尋ねいたしておるの
であります。そういういたしますと
と、三十町歩といふと、町村でも
小さいのもありましようね。で、すか
ら、三十町歩で全地域の相当の割合を
占めることがあるのじゃないかと思
うのであります。たとえば名古屋の
ごときは、浸水地域だけで五割になっ
ております。まず半分は浸水したので
す。これは今のこれに入っております
から、水は引いておられますが、こ
れに適用されない七日以上という長期
浸水地域でも三割五分、ほとんど二週
間以上であります。さらに五十日以上
も、このごろやと水が引いたところ
だけでも、全地域の一割余はあるん
です。それをただ三十町歩だけで仕切
るというところは、これは他の方との比
較がえって妙なことになるはしませ
んか。小さなところで三十町歩とい
うと、名古屋の三十町歩……だから、
これは幾つかに割るということになり

ますと、あなたの方は、実情に即して
いこうというお気持ちから、標準税収入
が幾らあるかと、とにかくひどかった
ところはそのように見なければならぬ
というお気持ちから、こうしてお作り
になった、特に名古屋をこうやって出さ
れたというところは、名古屋の実情を考
えられたあなたの方の考え方が違っ
ておるわけで、名古屋は広いのだから、
小さいところと比べて見れば、これは
少し切ってもよかるうという考え方な
んです。名古屋は、浸水地域というも
のは全部で三割五分からあるんです。
それをずっとちん切られてしまいま
す。半分あるいは三分の二というも
のは、これには適用されぬということ
になってくるわけですね。だから、ほん
とに名古屋の実情というものを御存
じない。名古屋の実情をよく一つ御理
解をいただいて、この点をお考え直し
をいただきたいというの、私の方が
申し上げたいことなんです。

○奥村政府委員 個々の該当市町村の
実情を調べて、この七日以上、三十町
歩以上の浸水と、こういうことが個々
の市町村にどのように入当するかとい
うことを、あらかじめ検討した上でや
るべきでなかったかと、こういうふう
に考えますけれども、しかし、実は私
どもとして、この規定をもしきめたなら
ば、どの市町村が入ったの市町村が
落ちるかというふうなことを検討し
て、またそれが一般に漏れたりいたし
ますと、これまたいろいろ物議をかも
します。それで、そういうことは全然考
えずに、ただ一応のものさしをきめたとい
うことで、三十町歩というところにそ
ういふ基礎はありませぬ。しかし、議論
になってまことに恐縮ですが、御理解

いただきたいのは、二十八年災と比べ
てということをおわれれば頭に置い
たのです。そういたしますと、愛知県
におきましても、三重県においても、
高潮対策につきましても、これは今度
の補正予算で六十一億組んで、これ
から準備費でも十億余り組んで、これ
です。来年度の予算においても、これ
に劣らぬ予算を組まなければならぬ、
これはおそろく名古屋にとりまして
も、沿岸の一部の区だけではない。こ
の高潮対策を完備するということは、
名古屋全市に非常な大きな関係が及
ぶこととあります。それから浸水地域
も、まだ不完全とはいえないながら、こ
れも二十八年災にはなかつたことを、特
に名古屋市、三重県の実情に沿うよう
にといっているいたしましたので、その点
を御了承いただきたいのと、それから
実は、名古屋全市全域を浸水地域と見
てとるべしという議論は、なるほどご
もつともございまして、しかし、しか
し、一方において全国漏れなく、特に
被害激甚のところは狭い区域でもと
て上げようということからして、今度
の浸水指定の規定の中に、市町村単位
で拾うれないところは旧市町村単位
でも拾うというところを特につけ加えて
おるので、そういういたしますと、指定さ
れない府県でも、激甚な旧市町村でと
ろうという以上は、名古屋市内で比較
的に激甚なところは拾えない、これは理
論的に当然そうなりますので、一つ政府
の苦衷のほうも察していただきたい。
○辻小委員 まず、その問題はちよ
っとお預けいたしまして、それではほ
かの面からお尋ねいたしますが、そ
ういふ行政に割って浸水地域
というものでお拾いになるということ

でありましたら、そうしますと、今度
高率適用の場合十分の八から十分の十
までございませう。これは標準税収
入に照らしてやるわけですね。その場
合の標準税収入は、各区に大体振り分
けて、各区で照らし合わせて下さいま
すか。これは市一本でやるのではどう
にもなりません。各区に標準税収入と
いうものはありませんが、割り出しはで
きます。区民税とか固定資産税は区に台
帳がありますから、あるいは電気、ガス
税は人口割はどうか、いろいろな方法
で――旧市町村でさえも、旧市町村に
戻してできるだけ高率適用を実情に即
して見るようにしようというふうな非
常に親心なんでしょうが、これをどうして
今区にお分けになろうというものであ
ります。標準税収入をずつと割り当てて、そ
してそれと照らし合っていると高率適用
できるものはできるようにしてやる
う、こういうお気持はお持ちなんです
で、片方は区に区に分けて、片方は全
市の標準税収入と照らし合わせるとい
うことになるか、これはどうなると思
いますか。

○奥村政府委員 理論からいいます
と、そういうことにも理論は成り立つ
と思えます。そこで旧市町村単位で激
甚地指定もできるという規定をいたし
ました以上は、一体旧市町村単位では
たして標準税収入というものはつき
り割り出せるか、また旧市町村単位で
災害の復旧工事費というものが計算で
きるかという問題も実は生ずるので、
政府部内でも、この点法制局という
ところ検討いたしました。これは市町村合

併促進法などの規定にも、旧市町村と
いうものの規定が出ておりますので、
その通りやろう、こういうことになり
ました。つきましては、名古屋は、新
市町村合併促進法などで最近に合併し
た市ではありませぬので、その規定に
は入らぬかと考えます。

○辻小委員 そういたしますと、浸水
地域だけは、便宜上単なる行政事務だ
けでやっているところの区に分けて、
そうして今度その復旧工事費を標準税
収入と照らし合わせる場合には、これ
は市一本でいこうというお考えです
か。これはどうも首尾一貫せぬように
私は思う。区にお分けになるならば、
その区でやはり勘定をしていただくか
と、私は困ると思うのですがね。大体
区にお分けになったというところは、便
宜でお分けになるんでしょう。そうで
なければ、区に分けるといふことには
ならないわけですから……。一本の公
共団体を区に分ける――東京のような
特別区なら別なんですけれども、分け
て勘定なさるといふほどの融通無碍な
方法をおとりになるならば、やはり
標準税収入と照らし合わせる場合に
おいても、標準税収入に準ずべき区
を出して、それと照らし合わせてその
高率適用の単位をきめていっていただ
くのが、私は本筋じゃないかと思う。
大体分けること自体が本筋じゃない。
間違つた道へ行こうということなら
ば、これはそれなりにやはり首尾一貫
した方向へ向かっていっていただかな
ければならぬと思うのです。
○奥村政府委員 名古屋全市域といた
しますと、名古屋市の標準財政収入と
名古屋市の公共土木の復旧費を比べ

すと、これは高率適用になりません。そこで、その補完的措置として湛水地域——それから湛水地域として高率適用を受けるところは、これはもう御承知の通り、標準財政収入との比較は全然とりませんから、問題外です。湛水地域以外に、標準財政収入よりも被害額が多いところがあれば、これは検討しなければなりません。名古屋市は、それはないのじゃないかと思ひます。

○辻小委員 区に分けになるんでしょ。区に分けて、この区は激甚地、こういうふうにいられるでしょう。各区に分けるといふことは、そうじゃございせんか。行政区を単位として指定する。名古屋市の何区は激甚地、こういうふうにいこうというお考えでしょう。そうしますと、先ほどもちょっとお話に出ましたように、同じ湛水地域の名古屋市と申ししても、五十日以上、この間まで水につかっておった湛水地域もあります。これは被害が甚大であることは御想像にかたくないところでもあります。そうでないところもあります。まず、少なくとも四つあるいは六つ入り得ると思うのです。二つは、一部分でありますが、少なくとも三十町歩以上はなろうと思ひます。ほとんど大部分は——面積的にはもう全区に及んでおると思ひますが、その中におきましても、今非常にひどい、五十日以上というところが多いわけですね。これまた被害額が多いわけですね。そうすると、この指定されましたA区、B区、これは同じ湛水地域でも違うわけですから、それぞれのところでは被害額を出すと、いふことになりましょ。各区で指定

するのであるから……。そうしますと、そのA区の被害額とA区における標準税収入に準すべきものとをにらみ合せて、B区はまたB区の被害額、復旧額と申しますか、それとこの区におけるところの標準税収入に準すべきものとを照らし合せて、そして三段階に分かれておるところの高率適用を考えていっていただく、こういうことがほんとうの実情に即する行き方じゃないか、こう私は言っているのだからございすが、それはいかでございませうか。

○奥村政府委員 市内の中の数カ区が、長期湛水地区として高率適用を受けることになりましょ。その高率適用を受けることになった数カ区の国庫負担の率は、御指摘の通り、その当該区の標準財政収入額に比較して、その二分の一までは十分の八、それをこえ、同額までは十分の九、それからそれをこえるものは十分の十、御指摘の通りに国庫負担率を計算するわけでありましょ。

○辻小委員 そうしますと、念を押しておきますが、これは実は私の方の大問題でありますので、試算をしてみたいのですが、名古屋市全域を指定するということが、一番筋が通っておると思ひますが、もしあくまで行政区を単位としてということにでもなるとすれば、一体どういふふうになるのかというので、私の方では勘定してみたいわけでありましょ。名古屋市の全域を指定されないで、半分、三分の二が残るということになりますれば、今申し上げましたごとく、名古屋市の被害といふものは実に甚大で、二十八年災とは比べようもない空前の被害でございま

すので、その名古屋市において激甚地は半分だ、三分の一しか激甚地でなかったというふうなことになるたら、非常に影響が大きい。しかし、何というか、花よりだんごということがある。名をとるより実をとるといふことでもありますので、実がとれるということになりますれば、市民の感情もおさまるだろうと考へまして、実は二つそろばんをやってみたのであります。各区に分けていただいて、各区に標準税収で振り分ける、そういうふうに行うていただきますと、私の方の勘定におきましては、国庫補助額は相当額多くなるといふ結果になるわけではございませう。そういうことになりましょれば、私の方は名を捨てて実をとるといふことになるわけでありまして、筋としてはいささかどうかと思ひますが、しかし、区に分けていく以上は、標準税収もそれでいく、こういうふうにはつきり言われたのでありますから、そうしていただきますれば、私の方は泣き寝入りというわけじゃありませんが、実の方がちょっとよいになりますから、それをもつて腹すべしということにならうかと思ひます。今名古屋市のほんとうの実情をお考えいただいて、一本にしていくということの方が、私がかえって筋が通ると思ひます。これを一つお考えをいただきたいと思ひます。標準税収入も各区に分けてやるというお言葉をいただきますと、私は必ず半分程度満足いたしました。

○奥村政府委員 これは特に申し上げますが、ただいまの最後の御質問は、非常に味があると思ひます。長時間の御質問の最後の締めくくりとして、政府にとって非常にけじめのあるお言葉でありますので、長期湛水として区単位でいただきます以上は、私が御答弁申し上げた通りなすべきであると思ひますが、それでいきますと、名古屋市全域を指定するよりも、区単位で指定する方が、名古屋市に対する国庫負担率は多くなるといふことに理屈上なるわけでありまして、政府としては、区単位で指定した以上はその通りやらなければならぬ、かように私は確信しております。

○佐藤(観)小委員 今の激甚地指定について、全国で十六の府県が指定地になったわけですが、その基準について、たとえば愛知県の場合は、どここの町でどこがどうなるか、名古屋市はどこどこがどうなるかというふうな、具体的な案ができておりますか。

○奥村政府委員 御承知の通り、標準財政収入額は、大体自治庁の方できまつて、わかつております。が、しかし、これに比較すべき公共土木の災害復旧額、つまり被害額、これはただ単に、ただいまのところでは府県庁から報告額に基づいておりますので、これは確定したものじゃありません。御承知の通り、実際比較するものは、査定後の確定した災害復旧額でありますから、そういう事情からいたしまして、今度の政令によって愛知県内にどの市町村が指定されるかということでは、今まだはっきりお答えする段階ではございませぬ。

○佐藤(観)小委員 しかし、県の方から秘密書類でありますか、ちゃんときまつておるわけですね。そこで、あとの標準額を調べて、大蔵省から参考資料として出してもらえないでしうか。全部とはいいません。たとえば、愛知県の

○奥村政府委員 これは、どうも誤解を招く愛があると思ひます。というのは、府県庁から報告をなさっただけのことで、その報告額が、はたしてどの程度実際査定して確定するかというところはわかりません。そのわからぬのを、たいてい暫定的にも政府が指定できるかできぬかというふうなことを発表するといふことは、いたすべきでないと思ひます。

○佐藤(観)小委員 それについては、予算額はそういうふうな当てずばうにやっていると申すわけですか。そういうふうな大体の基準額のこれだけの費用が要するといふことで予算を組んであるわけだから、そこで私が問題にするのは、おそろく県の考え方と大蔵省の査定の考え方との間に、相当矛盾があるんじゃないかと思ひます。そのところに、大蔵省の、いわゆるずいぶんあやがあるんじゃないかと思ひます。だから、せつかくこつちで予定したのを県の方では拾つても、大蔵省でそんなものは入らぬというところになれば、そこに食い違いが出てくるんじゃないか。そういう点で、われわれは市町村の単位を基準にしようといふところがあるの

で、何か参考資料としてこれだ、これだといふようなものを、たとえば愛知県のような場合には、そういう参考資料をもらえないでしうか。

○奥村政府委員 それは愛知県の県知事から建設省の方へ報告してきておる被害額というのがあります。それと標

準財政収入とを比較対照いたしましたし、その報告した被害額をその通りで確定できるものと仮定して、指定できるかできぬかというをはじき出すのは、それは簡単にできます。がしかし、それは政府の責任としてちょっとできないと思う。と申しますのは、今御指摘になりました、それじゃ予算はどうして組んだかとおっしゃいます

が、これは大体過去数年の実績に基づきまして、県庁からの報告額に対して実際の復旧の申請額が何%たまるか、あるいは申請額に対して査定率は何%たまるかという大体的実績に徴して、計算して予算を組んだ、かようなことでありますから、御了承願います。

○前尾小委員長 辻君、世耕君と小林君の質問があるんですよ。それは非常に部分的な質問のようだから……。

○辻小委員 ほんのちょっと続いで……。先ほど資料を取り寄せるとおっしゃいましたのですが、名古屋市の府県工事は、今申しましたように、行政区を単位として指定する、こうなっていますが、次の市町村工事、市の方の工事は、私の方でいただきました資料では一本になっておるのです。これは落ちておるんじゃないのですか。別々でいけるわけではごさいますか。落ちておるのですか。

○奥村政府委員 それじゃ、主計局総務課長から御答弁いただきます。

○中尾説明員 これはまことに申しわけありませんが、落ちております。これは実は政府の方からやったわけではないのでありますが、もちろん当時忙しい最中で、私どもも一応目を通しておりますので、私どもにも責任がござ

います。これは裏話でございますが、落ちておりますので、同じでございます。

○辻小委員 了解しました。

○佐藤観小委員 ちょっとお願いしたいのですが、政府委員でどういう人という人が来ておるのかということをお知らせ下さい。

○前尾小委員長 ただいまのところは、大蔵省は管財局長と主計局の総務課長、それから通産省が政務次官と中小企業庁長官、それから官房長、重工業局長、これだけ来ておるわけです。それで世耕弘一君。

○世耕小委員 私は総体的に簡単に質問いたします。

ただいま辻委員から、いろいろ災害の問題について、質問なり、御意見のありましたのを私は拝聴いたしました。同感の意を表する点が非常に多かったと思うのですが、質問の内容の重複を避ける意味において、二、三点簡単に根本問題に触れておきたいと思

うのであります。それは、災害対策の取り扱いに、ややともすれば、政府側が機械的にものを扱うという非難が非常に多い。この点はほぼ上手にやらないと、せっかくの官庁の親切がむだになるということがあるのであります。

それで私は、今度の災害、特に和歌山県方面の災害については、これまで

の、どうもその点において機械的な欠陥が、大きな災害をかねて生み出したという結論が出たことを発見したのであります。その点についてごく簡単に

なことを申し上げたいと思うのは、今申し上げました機械的に扱わないで、むしろ人間的に扱っていただきたい。これは、今辻君から質問なされたところも、そこにあつたと思うのであります。

ここで、突っ込んでもう一つ申し上げたいことは、公私という問題を非常に区別して扱っておる。これも余談であります。最近政治と経済とは分離すべきであるとか、あるいは合一だとかいう議論が世間に行われておるが、

しかし政治も経済も、国民生活というものが基本になって、政治なり経済として現われてきておるから、根本は国民生活なんだ。だから、災害対策も、いかにして災害を急速に復旧せしめ、あるいは災害を防止するかという根本

問題は触れなければ、ほんとうの目的は達せられないのじゃないか、かように思うのであります。

私は極端な例を一つここに申し上げてみたいと思うことは、一万円札と千円札と落ちていたら、どれを先に拾うか。人情として、目で見ても一万円札の方へ手が先に行くというところは、人情だろと思う。ところが、一万円札と千円札との区別を形式的だけとらえて、ほんとうの価値というものを誤る場合が多いのです。この点が予算措置の上に非常に誤りがあるというところ、もう一つ例を申し上げますと、今こ

こに橋の上から下を見ていると、官僚と民間人と二人おぼれている。どっちの方が個人で、どっちの方が公人かと

見れば、官吏は公人で、一人の人は個人だということになる。どっちを先に助けるかということが、すぐに問題になる。官吏を先に助けるのが当たりまえじゃないか、これは公の仕事をしておる、こういう論議が出てくる。それは形式論で、官吏を先に助けるか、個人がおぼれているのを先に助けるか、どっちを先に助けるか、やらなければならぬ。もし早く官吏を助けてやらなければおぼれて死んでしまうというなら、民間人のおぼれているのをあと回しにして、官吏を先に助ける。あるいはまた、民間人と官吏と比較して、民間人はあと回しにする従来の慣例であるけれども、この際は、ほうっておいたら先に私人の方がおぼれてしまふから、これは先に私人を救わなくてはならぬというところは、常識だろうと思う。だから公私ということとは、民主主義の時代にはあり得ないのだ。どちらを先に救うことが、国家、社会のため、国民のために満足するかというところに、査定の根本を置き、また国策の線がされるべきじゃないか。この点は私はもう少し掘り下げて考えていただきたい。きょうは写真を持って参りませんけれども、この間の例を見ますと、これは公共土木事業であり、こちらは民間の土手なんです。だから民間の土手は自分でやるけれども、公共事業、これは完全なものはでき上がっておりまして、こちらの方は個人の方だからほとんどいたために、かえって個人の方の土手がくずれたがために、せっかくの公共土木事業が根こそぎやられてしまったという例がある。これは常識で判断できることなん

です。だからその点が——今私の申しましたのは、はなはだ適当な例でないかも知れませんが、官吏のおぼれているのと私人のおぼれているのと、どっちを先に助けるかというごくあっさりした観念が、往々にして、土木事業にせっかく使った金が効果を現わさないで、非難のまとなつたということ

を、私は考えていただきたいと思う。それからもう一つ申し上げたいことは、予算が足りなかったからこの程度で置いておくという、こまごま仕事をやっておいて、このあとのところを土坡で、こまごまコンクリートで打っているけれども、こまごま土坡で打っているけれども、こまごまコンクリートも、こまごま土坡のために、こまごまがくずれたために、こまごまに水が入ってきて、そのままばつさり倒れ込んでいったという例があるのです。もしそれほど予算がないならば、私はむしろ基礎だけ置いて、あとの予算のない分は、この次の予算で作られるようにすればどうか。そうすればこわれても基礎が残る。予算がないからということ、いいかげんなコンクリートを打つものだから、こまごま先にいってしまふから、今度はあらためてまた大きな工事の費用を出さなくてはならぬというようなことが、至るところに発見される。これは常識ある技術者のすべきことじゃない。私は二十年前に名古屋に二年ばかりおりまして、名古屋の築港が今日の被害の起り得ることは想像できる。この点についてはいろいろ議論がありますから、私はこの機会に申し上げることは避けますが、要は、いかにして災害を防止するかという根本に立ち至って

見れば、官吏は公人で、一人の人は個人だということになる。どっちを先に助けるかということが、すぐに問題になる。官吏を先に助けるのが当たりまえじゃないか、これは公の仕事をしておる、こういう論議が出てくる。それは形式論で、官吏を先に助けるか、個人がおぼれているのを先に助けるか、どっちを先に助けるか、やらなければならぬ。もし早く官吏を助けてやらなければおぼれて死んでしまうというなら、民間人のおぼれているのをあと回しにして、官吏を先に助ける。あるいはまた、民間人と官吏と比較して、民間人はあと回しにする従来の慣例であるけれども、この際は、ほうっておいたら先に私人の方がおぼれてしまふから、これは先に私人を救わなくてはならぬというところは、常識だろうと思う。だから公私ということとは、民主主義の時代にはあり得ないのだ。どちらを先に救うことが、国家、社会のため、国民のために満足するかというところに、査定の根本を置き、また国策の線がされるべきじゃないか。この点は私はもう少し掘り下げて考えていただきたい。きょうは写真を持って参りませんけれども、この間の例を見ますと、これは公共土木事業であり、こちらは民間の土手なんです。だから民間の土手は自分でやるけれども、公共事業、これは完全なものはでき上がっておりまして、こちらの方は個人の方だからほとんどいたために、かえって個人の方の土手がくずれたがために、せっかくの公共土木事業が根こそぎやられてしまったという例がある。これは常識で判断できることなん

です。だからその点が——今私の申しましたのは、はなはだ適当な例でないかも知れませんが、官吏のおぼれているのと私人のおぼれているのと、どっちを先に助けるかというごくあっさりした観念が、往々にして、土木事業にせっかく使った金が効果を現わさないで、非難のまとなつたということ

を、私は考えていただきたいと思う。それからもう一つ申し上げたいことは、予算が足りなかったからこの程度で置いておくという、こまごま仕事をやっておいて、このあとのところを土坡で、こまごまコンクリートで打っているけれども、こまごま土坡で打っているけれども、こまごまコンクリートも、こまごま土坡のために、こまごまがくずれたために、こまごまに水が入ってきて、そのままばつさり倒れ込んでいったという例があるのです。もしそれほど予算がないならば、私はむしろ基礎だけ置いて、あとの予算のない分は、この次の予算で作られるようにすればどうか。そうすればこわれても基礎が残る。予算がないからということ、いいかげんなコンクリートを打つものだから、こまごま先にいってしまふから、今度はあらためてまた大きな工事の費用を出さなくてはならぬというようなことが、至るところに発見される。これは常識ある技術者のすべきことじゃない。私は二十年前に名古屋に二年ばかりおりまして、名古屋の築港が今日の被害の起り得ることは想像できる。この点についてはいろいろ議論がありますから、私はこの機会に申し上げることは避けますが、要は、いかにして災害を防止するかという根本に立ち至って

見れば、官吏は公人で、一人の人は個人だということになる。どっちを先に助けるかということが、すぐに問題になる。官吏を先に助けるのが当たりまえじゃないか、これは公の仕事をしておる、こういう論議が出てくる。それは形式論で、官吏を先に助けるか、個人がおぼれているのを先に助けるか、どっちを先に助けるか、やらなければならぬ。もし早く官吏を助けてやらなければおぼれて死んでしまうというなら、民間人のおぼれているのをあと回しにして、官吏を先に助ける。あるいはまた、民間人と官吏と比較して、民間人はあと回しにする従来の慣例であるけれども、この際は、ほうっておいたら先に私人の方がおぼれてしまふから、これは先に私人を救わなくてはならぬというところは、常識だろうと思う。だから公私ということとは、民主主義の時代にはあり得ないのだ。どちらを先に救うことが、国家、社会のため、国民のために満足するかというところに、査定の根本を置き、また国策の線がされるべきじゃないか。この点は私はもう少し掘り下げて考えていただきたい。きょうは写真を持って参りませんけれども、この間の例を見ますと、これは公共土木事業であり、こちらは民間の土手なんです。だから民間の土手は自分でやるけれども、公共事業、これは完全なものはでき上がっておりまして、こちらの方は個人の方だからほとんどいたために、かえって個人の方の土手がくずれたがために、せっかくの公共土木事業が根こそぎやられてしまったという例がある。これは常識で判断できることなん

です。だからその点が——今私の申しましたのは、はなはだ適当な例でないかも知れませんが、官吏のおぼれているのと私人のおぼれているのと、どっちを先に助けるかというごくあっさりした観念が、往々にして、土木事業にせっかく使った金が効果を現わさないで、非難のまとなつたということ

を、私は考えていただきたいと思う。それからもう一つ申し上げたいことは、予算が足りなかったからこの程度で置いておくという、こまごま仕事をやっておいて、このあとのところを土坡で、こまごまコンクリートで打っているけれども、こまごま土坡で打っているけれども、こまごまコンクリートも、こまごま土坡のために、こまごまがくずれたために、こまごまに水が入ってきて、そのままばつさり倒れ込んでいったという例があるのです。もしそれほど予算がないならば、私はむしろ基礎だけ置いて、あとの予算のない分は、この次の予算で作られるようにすればどうか。そうすればこわれても基礎が残る。予算がないからということ、いいかげんなコンクリートを打つものだから、こまごま先にいってしまふから、今度はあらためてまた大きな工事の費用を出さなくてはならぬというようなことが、至るところに発見される。これは常識ある技術者のすべきことじゃない。私は二十年前に名古屋に二年ばかりおりまして、名古屋の築港が今日の被害の起り得ることは想像できる。この点についてはいろいろ議論がありますから、私はこの機会に申し上げることは避けますが、要は、いかにして災害を防止するかという根本に立ち至って

一つお考えを願いたいということを、特にこの際強調しておきたいと思ひます。

大体そういう点で申し上げたいと思ひます。ありますが、結論を申し上げれば、機械的ではなしに、人間的に、災害をいかに防止するかという根本に就いては、そこに個人と公というものはなくなるはずなんです。だから隣人の個人がけが落ちたために、かえって公の被害が大きくなったという、先ほど申しました例もあることでありますから、どうぞそういうふうな常識的な処置をとっていただくことを、特に私はお願い申し上げます。これは質問じゃない、希望でありますから、この程度で……。

○興村政府委員 公の仕事と個人の企業などとの関係を調節して、国全体の経済を發展させるということの計画指導をなさるのが、経済企画庁でありますし、その経済企画庁の長官として、國務大臣として、国の行政を十分ごらんになられた世耕委員の、ただいまの御意見をよく拝聴いたしました。御趣旨に沿うように善処したいと思ひますが、ただ私見を申し上げて恐縮であります。私は実は七月に初めて大蔵政務次官にいたしました。生まれて初めて役人の仲間入りをさせていただきました。それは官僚攻撃の声も聞かすけれども、役人の立場になってみて、私は官僚攻撃が少しお門違いが今あるように思ふ。というのは、何も役人がかわいから役人の肩を持つのではないし、国民全体、公がかわいから、役人を大切に、また役人の間違ったことは正す、役人がしっかりしなければ国民全体が救われぬ、こ

ういう意味において、やはり官僚組織がよくなつていく、これが日本の国の政治をよくする根本であると思ひます。こういうふうに存じておるのであります。その中の官僚のやり方がまずいことはぜひ直さなければならぬ。しかしあくまでもその意味においては、一人の役人をりっぱに育てるということとは、百人の大家をしあわせにするこゝとである。これは事実上そうなりまゝです。その意味においては、やはり役人を大切に、またまづいところはため直す、こういうことにしなければ私は政治はよくならぬ、こういうように痛切に感じますので、間違つておるところがあれば、また御指摘、御指導を賜りたいと思ひます。

○世耕小委員 もう一言つけ加えて、誤解のないようにしておきたいと思ひますが、私はほんとうを言うと、官僚を攻撃したのではないのです。しかし、官僚を攻撃したのではないのです。けれども、民間の非難というものを常に念頭に置いていただきたい。その非難がどこから出たかということを検討していただくかなければならぬ。そうして往々にして、世間の非難の出るころは、あまりにも機械化しておる、法律化しておる。その間に民情というものを無視しておる。私は法律化する前に、まず民情を十分のみ取る、くみ取るということが、法律の根本精神でなくてはならぬと思ふ。それにしっかり当てはまったら、いわゆる世間の言う官僚の非難がすっかりなくなつて、むしろ絶えることになるのではないかと思ふ。先ほど来社委員と政府側との応答を見ましても、多くは常識的な議論ではなかつたかと思ふ。お互

いの気持は一致しておる。ただ議論で機械的に論じてくると、際限なく論じられるような気がするものであります。今日はいわゆる民主が土台なんだから、民意を調達する、民意をよく耳を傾ける。これは一例であります。私は内務省の政務次官時代の一例を申し上げますと、私の方の国の海岸から、波が打ち上がつて、町の中を通つておる道路がこわれてしまつた。それを視察に参りましたところ、随分の役所の人たちは、これは復旧事業だからここをまた復旧するのだという話だから、町の中の道路を復旧することよりも、海岸を埋め立ててそこに道路をつけたら、同時にそれが防波堤になり、新しい道路をつけた一つの効果が現われるのではないかという意見を並べたら、それは法律違反です、責任を持てません、次官が責任を持てくれるかと言ふから、よろしい、私が責任持ちましよう、そういうことをすること、が、法律の趣旨に反することではない、むしろ趣旨に合することである、私の責任が追及されたら、国会で答弁を幾らでもしますから、やりましようと言つてやったのが、この間私が一緒に行って感じたのですが、そのおかげで——海岸に約十メートル以上の波が打ち上げておる。朝日新聞の写真報道班がそれを新聞写真に載せておりました。十メートル以上の波が打ちましたけれども、しづきが町にかかるだけで難をのがれた。これはほんの一例でありますから、どうぞ——役所の御苦心、いかにして予算を有効に使うかという大蔵省その他の役所の苦心のほどは、十分私もおぼつかないながらお勤めして承知しておりますけれども、民間の声

をなるべく取り入れて、かた苦しい法律論にたよつて事を処理しないようにしていただきたい。せつかくの親切があたになるということを私は実は言ひたかつた。ことにこれは税務関係にも関係することだけれども、税務の方でも、民間がそれは不合理だからこうしてくれと言つと、そんなことはわしから知つたことじゃない、それは国会できめたのだから、国会の人に言うたらいいだろうというふうな捨てぜりふすから言ふ人がある。これははなはだ不合理だと思ふ。せつかくの役所の親切がむだにならないように、民意を十分くんで合理的な対策をせよやうていただきたい。これはいわゆる国民の声としてお聞き取りを願ひたい、かように思ひますが、よろしくお願いいたします。

○小出政府委員 災害を受けた地域の中にあります競輪場を再開するかどうかという問題につきましては、今お示しの通りいろいろ議論がございまして、一つには、やはり災害の状況が一応鎮静しない間にそういった競輪というふうなものが行なわれるということとは、人心に与える影響等から考えましても、非常におもしろくないというふうな趣旨もございまして、またかねてから、競輪というものの存廃についていろいろ根本的な議論がございまして、災害を機会にということとはちょっと表現が適切ではございませぬけれども、この際、少なくとも災害を受けた競輪場は閉鎖したらどうかという意見があることも承知いたしております。しかしながら、私どももいたしましては、結局競輪を行ないます施行者、これは地方自治体が御承知の通り施行者でございまして、その施行者の意見をまず尊重するということを、基本的な方針として考えたいと思つております。しかし少なくとも災害がありまして愛知、三重、岐阜というふうな地方におきます競輪場は、当分の間は自

をなるべく取り入れて、かた苦しい法律論にたよつて事を処理しないようにしていただきたい。せつかくの親切があたになるということを私は実は言ひたかつた。ことにこれは税務関係にも関係することだけれども、税務の方でも、民間がそれは不合理だからこうしてくれと言つと、そんなことはわしから知つたことじゃない、それは国会できめたのだから、国会の人に言うたらいいだろうというふうな捨てぜりふすから言ふ人がある。これははなはだ不合理だと思ふ。せつかくの役所の親切がむだにならないように、民意を十分くんで合理的な対策をせよやうていただきたい。これはいわゆる国民の声としてお聞き取りを願ひたい、かように思ひますが、よろしくお願いいたします。

○小出政府委員 災害を受けた地域の中にあります競輪場を再開するかどうかという問題につきましては、今お示しの通りいろいろ議論がございまして、一つには、やはり災害の状況が一応鎮静しない間にそういった競輪というふうなものが行なわれるということとは、人心に与える影響等から考えましても、非常におもしろくないというふうな趣旨もございまして、またかねてから、競輪というものの存廃についていろいろ根本的な議論がございまして、災害を機会にということとはちょっと表現が適切ではございませぬけれども、この際、少なくとも災害を受けた競輪場は閉鎖したらどうかという意見があることも承知いたしております。しかしながら、私どももいたしましては、結局競輪を行ないます施行者、これは地方自治体が御承知の通り施行者でございまして、その施行者の意見をまず尊重するということを、基本的な方針として考えたいと思つております。しかし少なくとも災害がありまして愛知、三重、岐阜というふうな地方におきます競輪場は、当分の間は自

棄するということ、かりに開催が可能な状況でありまして、開催しないということまで参っております。ただ残りまして問題としてしましては、これをいつから再開するか、あるいは被害を受けた競輪場につきまして、これをどういうふうに処置するかという問題は残っておりますけれども、私どもといたしましては、一応やはり施行者の意見を十分聞いた上で、今後の処置を考えたい、かように考えております。

○小林(正)小委員 施行者の意見を十分尊重してというお話であります、私はこれは非常にいいやり方だと思っております。地方自治体が競輪をやっていることは、何も好んでやっておられるわけではない。ただ地方財政が苦しいから、その一助としてこういう方法をやるを得ず必要悪として認めるを得ないというのが、きょうまでの段階であったと私は思うのでありますが、四日市市の場合は、今度の場合あのような大きな損害を受けて、そうしてあなたも御承知かと思うのでありますが、四日市の婦人連絡協議会が一番最初提唱いたしました、こういうような競輪場の再開ということとはまかりならぬ、これこそ家庭の平和を害するものである、この機会にぜひ一全廃してほしいということ、非常に強く叫び声をあげた。これが三重県下の各地域の婦人会の方々に非常に大きな共鳴を呼びまして、今三重県下全体の声となつて盛り上がりが出ておる。こういうときに、少なくともこの中央官庁の通産省の重工業局長が、地方自治体のまず意見を聞いた上でない、どうにも自分と

ては意見が述べられぬということは、私は少し情けないような気がするのです。あなたが真に日本国民のしあわせを考え、まじめな気持ちに立つてこの問題をお考えになるならば、この際よろしく一つ、競輪場はもう復旧すべきではない、やめたらどうか、こういう意見を大胆にお出しになる気持はあります。

○小出政府委員 ただいまお話の通り、四日市市の地元におきましても、またこれが三重県下全般にわたります、少なくとも四日市市の競輪場の復旧再開ということにつきましては、相当の論議が行なわれておりますことは、承知いたしております。従って、ただいま四日市市の市議会におきましても、この競輪場の再開あるいは復旧、開催の可否ということについては、真剣に検討されておる実情であります。私もといたしましては、競輪場を再開することを認めない、再開すべからずという指令と申します、行政指導をするかしないかということとは、これは、先般来問題になっております、競輪そのものの今後における持っていく方に関する根本方針の問題に関連するわけでございまして、その点につきましては、すでにこの夏以来、競輪の今後の持っていく方につきましては、十分政府としても検討を重ねてきておりますけれども、今日現在におきまして、これを将来どういうふうな方向で処置するかというところは、政府全体としてまだ最終結論は出ていない実情でございまして、従いまして、私の一存といたしまして、あるいは私の個人の意見といたしましては、あるいは私の個人の見解といたしまして、責任者といしまして、この

四日市市の競輪場をこの際閉鎖するということとは、行政指導の方針といたしましても、打ち出すことは、まだそれは適当ではない、かように考えておりますが、一応施行者である地元の四日市市自体の態度決定ということを持ちまして、その上で処置を考えたい、かように考えております。

○田中(武)小委員 ただいまの小林委員の質問に関連して、ちょっとお伺いしますが、今局長が、こういうような地方の情勢であるから、今直ちに閉鎖ということについては、意思表示をする必要はない、それではそういう状態であるので、この際被害を受けておられるところは復旧工事といいますが、あるいは再開の準備、そういうことは中央の態度がきまるまで待って、一歩を譲って待てという指令を出す、そういうことはどうですか。今検討中であるから、もし全般的に廃止という方向へ強く進むならば、被害を復興させるもむだである。だからそういうことがきまるまでしばらくそのまゝにしておけ、こういう考え方はどうですか。

○小出政府委員 ただいまの問題でございまして、実はこの伊勢湾台風が起きましたところにおきまして、この四日市市の競輪場の施設は、御承知のように、霞ヶ浦土地株式会社という近畿日本鉄道の子会社が実は経営しているのではありません。この近鉄の子会社であります。施設者が、いち早く競輪場の復旧から手を付けるというふうなうわさが、実は通産省の方にも伝わったことがございまして、それは非常に好ましくないというところで、実はその当時におきまして、少なくとも競輪場の復旧というような問題はあと回しにしてみたいというところで、その点は通産局長を通じてまして、そういった関係方面には指導をしてもらったのであります。ただ御承知のように、法律的に申しますと、施設に關しましては、自転車競技法の十三条でございまして、施設者は法の定めました基準に適合するよう施設を維持する義務があるという規定があるだけでございます。通産省として直接この施設の復旧に關しまして、復旧を取りやめろという指令を行政的に出すことは、実は法律上ではできないのであります。ただ、今の田中委員の御指摘の通り、行政指導としてこれを注意喚起するというようなことが、やるとすればできる程度でございますが、やるとすれば直後におきましては、そういうふうな指導をいたしたたのであります。あるいは現在その会社自体といたしまして、復旧に取りかかるというふうな事態が起ころおるかも知れないのでありますけれども、もちろん施行者であります四日市市当局と施設者との間において、十分これは施行者を通じて施設者に対してまして、施行するかどうかかわらないものを復旧することは、非常にむだであるというふうな趣旨において、施行者の方から指導していただく、こういうふうな処置をとる以外にはないのじゃないか、かように考えております。

○田中(武)小委員 実はあつたにも商工委員会において、根本的なことについて質問したいと思っておりますので、この際飛び入りの関連質問です。から終わりたいと思っておりますが、ただその際に、災害を受けて復旧した費用がこれだけ要しておる、あるいはそれだけ努力したとかいうことによつて、いざ存続問題になったときに、存置の方へそういうことが一つの理由となる、こういうことになっては困る。そこで今申したような法律的な措置はできないとしても、少なくとも行政指導という話し合ひで、当分待て、少なくとも多くの民家あるいは施設が被害を受けて困っておるときに、まだ水も引かないという所があるときに、競輪場だけをいち早く復興するということは、とんでもないことだ。またそのことをもって今後存置する一つの理由としての、請願とかあるいは陳情が行なわれるようなことがあつても困るから、あるいはそういうことをやったらとして、いよいよこの問題に通常国会において本格的に取り組むことになるというときに、そんなことは理由にならぬ、そういうことをはっきり申し上げまして、善処を要望いたしまして終わります。

○小出政府委員 今お示しになりましたような趣旨に従ひまして、さらに指導をいたしたいと思ひます。

○小林(正)小委員 重工業局長にお尋ねしたいのですが、あなたは霞ヶ浦の土地というものが、どういうふうな地形の所で、将来どういう性格を持つというところを御存じでしょうか。

○小出政府委員 率直に申し上げまして、霞ヶ浦という区域は、大体四日市周辺の海岸地帯から、あの辺一帯の土地をさすということは承知いたしております。それから相当工業地帯として発達しつつあるし、また将来相当発展し得る可能性のある土地である。こ

ういうような趣旨において私は了承いたしておりますが、詳細な地形その他につきましても、具体的にはそうこまかくは存じておりません。

○小林(正)小委員 ぜひ一つ地図をよくごらんになって、三重県なり市なりの将来計画というものを見ていただきたいと思うのですが、今県なり市なりの方針としては、大体宇午起、霞ヶ浦、富田、富洲原、あすこら辺は少なくとも二百万坪の埋め立てをして、あすこを将来重化学工業地帯として造成して、大工場を誘致したい、こういう基本方針ができていくわけですね。ところがその場合にまず一番ガンになるのは、何と云っても霞ヶ浦のこの競輪場の問題であるということ、いろいろこれについてはこれまでも意見の対立があった。そこへ今度この台風がやって、競輪場は非常に大きな損害があったというときに、私たちは、今度の災害は非常に大きな災害であって、県民にも大きな被害を与えておりますけれども、一面少なくともこの霞ヶ浦競輪場の問題だけは、むしろしめた、これはよかった、これによっていわゆる健全な家庭生活を破壊するような、そういう賭博行為がなくなり、さらにまた四日市の二百万坪の重化学工業地帯としての、あすこの大きな土地造成の一つの障害が排除されるということで、私たちは非常に期待を持っておるわけなんです。だからそういうことを頭によく入れて、この四日市の問題をお考えにならないと、従来許可しておったのだ、やってやったのだから、これをやめさすわけにいかない、行政指導もなかなかできないということでは、何と言いましようか、あなたの方のやり方

というものが、真の核心をつかんでおられぬ、こう思うのです。しかもあの霞ヶ浦土地株式会社というものは、御承知の通り近畿日本鉄道の傍系会社でありまして、近鉄としては、これは真偽のほどはわかりませんが、将来そういうことになれば、なるべく高い価格でもってこれを売りつけようという魂胆があるやにも聞いている。そういう非常に重大な時点に現在立っておりまして、この問題についてはよほど慎重に考えてもらいたい。それから地元の市議会なり、市なりの意向ということをよくおしやしますけれども、市会議員の中にも、これは霞ヶ浦土地株式会社が、あるいは競輪場で飯を食っておる人間がたくさんおる。利害関係者がたくさんおる。そういう連中が先頭に立って、競輪を一日も早く再開することの運動をやっておる。これは自分たちのふところを肥やすためなんです。名前まであげませんけれども、私はそういう市会議員の名前を全部知っております。ところがそれに対して、いわゆるほんとうに市民のしあわせを願う、まじめな立場に立った議員が、これは保守、革新を問いません、こういう競輪場を再開すべきでない、しかも四日市の大きな将来の計画とにらみ合わせると、この競輪場の再開に反対しておるのだから、あなたの方で一人くらい現地に派遣して、場合によってはあなた自身が行って——私はこれが将来の日本の競輪場の一つの重大な意義を持っておるところの問題であることを考えるのですから、あなた一べん四日市に行かれたらどうですか。地元のそういういろいろの、何と申しますか、利害関係を結びついた連中の意見なんか耳

に入れないで、現地にほんとうに行って、婦人会の連中とか、あるいは地元の市民の声を聞いて、あるいは市長の将来計画なども聞いて、この問題に対してあなたが判断しないと、ただ競輪場がこわれた、これに対してはわれわれとしてはまだ地元の意見が上がつてこないから何とも言えぬということでは、あなたは何のために重工業局長として高層をばんでおるのか、私にはわからない。その点どうですか。

○小出政府委員 四日市の競輪場の処置につきましては、実は先ほど来、競輪全般の根本的な問題に関連するの、今日現在のところ、確たる処置につままして的確な答えがここできんないのは、きわめて遺憾でありますけれども、今お話にございましたような趣旨に関連いたしまして、実は私がかねがねこれはこの夏の委員会等におきまして、個人的意見として申し上げたこともございまして、将来の競輪場の処置に関連いたしまして、競輪の存在理由の一つは、地方財政に相当貢献をしておるということが、存在理由の一つの大きな柱になっておるわけでありまして。しかしこれを反面から申しますれば、地方財政にそれほど大きな貢献をしていない、あるいはほとんど貢献をしていない競輪場については、適当な機会に、随時これを整理していくということも一つの方法ではないかというように、個人的意見を申し上げたことがあろうかと思っております。四日市の競輪場につきましては、実は、過去におきましては、災害前におきましての収益率は二・六ぐらいでございまして、大体一般の競輪場が、平均して一割ぐらいの収益率を上げて

おるのに比較いたしましたして、ほとんど収益は上がっていないというように実績を持っております。かたがた、先般、これもやはり台風前の問題でありまして、四日市の競輪場におきまして、車券の売り上げに関連して、計算を間違えて払い戻したという事件があったことは御承知のことであろうと思っております。これらのことにつきまして、やはり競輪場の運営等につきましても、必ずしも適切でなかったというように、今度もございまして、実は四日市の競輪場の問題につきましては、かねがね、私は個人といたしましては、これについては相当問題があるというふうには考えております。従いまして、ただいま私どもの方においてとり得る処置といたしましては、行政指導という方法しかございせんが、先ほども申し上げましたように、施行者というものがやはりどうしても存在して、この意見を聞かなければならぬという立場でありますので、まず施行者とか話し合いをしてみたいと思っております。その話し合いをいたしますときには、ただいま小林先生がおっしゃったような趣旨を十分尊重いたしまして——私どもは、地元の、いわゆる競輪によって飯を食っておるという利害関係者だけの意見を耳に入れるわけではございせん。むしろ、公平な第三者の意見を十分尊重いたしまして、今後、四日市の問題をどういふふうに出置するか、これは先ほど来お答え申し上げましたように、復旧そのものについての直接的な法律上の指導権はございせんけれども、行政指導の面におきまして、まず施行者であります市当局あるいは県当局というところとよく話し合いをして、この処置を適正に

持っていくように考えてみたい、その程度のこと、今日申し上げることができると思っています。

○小林(正)小委員 先ほど申し上げましたように、その土地造成で、あそこへ臨海工業地帯としてののりっぱなものを作りたいという、これはわれわれの大きな一つの悲願でもあります。もうすでに大阪湾とか東京湾は、工業地帯としては大体飽和点に近づいておるといふときに、残された問題は、私は、この北伊勢臨海工業地帯、これは非常に大きなウエイトを持ってきておりますから、そういうことも、一つあわせて十分お考えをいただきたい。そういう視野に立ってこの競輪場の問題を考えたならば、私は、ほんとうに今度の十五号台風で、天が与えたたった一つのプラスではなかったかというふうになさえ理解しております。

それから、今県なり市なりの意見を聞くと言われましたが、同時に、やはり今度の問題については、婦人会が非常によく動いております。だから、ぜひそういういわゆる民間の声、家庭を守る婦人の声なども、特にあなた方は現地へ出向いてよく聴取をして、あなたの方の指導方針をきめてもらわぬといふかぬのじゃないか、こう思います。いづれ、この問題は、商工委員会においてさらに私どもは掘り下げたいかと思っておりますから、これくらいにいたしておきたいと思っております。

○前尾小委員長 午前中の会議はこの程度にいたしまして、午後は一時三十分より再開することとし、休憩いたします。

午後零時三十四分休憩

午後二時十二分開議

○前尾小委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前の質疑を続行いたします。小林正美君。

○小林(正)小委員 質問の順序が若干変わるかわかりませんが、中小企業庁長官にまずお尋ねしたいと思うのでありますが、今度の中小企業信用保険公庫法の改正で、今回十億円の増資というわけで、合計二十億円になるわけですね。これだけの増資で、はたしていいかどうか。たとえば、東海四県、愛知、三重、岐阜、静岡、この四県だけで、県の信用保証協会へそれぞれ貸付をしていただきたいということで、大体十億円の貸付の要望をしております。これは大蔵政務次官にも聞こうと思っておりますが、中小企業庁長官として、どうですか。これは、十億円の増資だけで、そういう各府県の信用保証協会の要望にこたえられるんですか、その点でございましょう。

○小山政府委員 災害に関連しまして、信用保証協会に対する保証増加をどのくらいするかという点につきましては、各府県の信用保証協会から、今、保証目標額といいますが、そういうものをとりまして、これが、また各都道府県が信用保証協会に対するいろいろな出捐その他をやる基準になるわけでありまして、それをとりまして、それからいろいろ逆算いたしまして、十億円の融資基金ということを設定したようなわけであります。この十億円の国の融資基金に加えて、各都道府県からの融資基金の出資あるいは貸付ということを行ないまして、それを合わせまして、この災害の信用保証協会における保証財源ということになるわけでありまして、もちろん、十分とは申せないかもしれませんが、大体、各地区の信用保証協会の災害融資目標はまかなえるという見当でわれわれは算定いたしましたのであります。

○小林(正)小委員 今度は、また災害後、そう日もたっておりませんが、実際に民間災害などというものはなかなかその算定がむずかしいと思うのでありますが、将来、これが復興の軌道に乗りかかってきたときに、私は、さらに資金を必要とする時期が近いうちにあるのではないかと考えるのです。そういう場合に、中小企業庁としては、重ねて出資をふやすというふうな、今のところそういう御意向があるかどうか、お尋ねしておきたいと思っております。

○小山政府委員 今回の災害融資の問題につきましても、そうでありまして、被害額はある程度逐次つかめて参っておりますが、これが具体的に融資にどう現われてくるかということも非常にむずかしい。その上に、この保証の問題になりまして、なお実績がつかみにくいということも、ただいまお話を聞いております。できるだけ資料を集めて、誤りなきを期して、いって、おるつもりでございしますが、なお、これで足りないという見込み等が出ました場合には、来年度予算その他で、そういうことも含めて、一般の問題でございしますが、予算増額をはかるように努力していきたいと思っております。

○小林(正)小委員 政務次官にお尋ねしたいと思いますが、この中小企業信用保険公庫の、いわゆる保険料率の問題と増補率の問題について、現在、政府の方で考えられておるような案とい

うものでは、私は、必ずしも中小企業者の救済を積極的に行なうものにはならない、こう考えるわけですか。なるほど、保険料率におきまして、現行七厘三毛を四厘七毛にするとか、あるいはまた、一分一厘を七厘三毛にするとか、二分のものを一分三厘強にするとか、一応ある程度の考慮は払われておりますけれども、やはり現地の声としては、保険料率は、これを少なくとも半減してほしいという声が非常に強い。それから、増補率の問題にしまして、現在は七〇%ということ

で、政府率ではこれを八〇%に引き上げる、こうなっておりますが、やはり地元の声というものは、この方は、ぜひ一つ前例にならうと九〇%にしてほしい、こういう要望が強いのです。われわれ社会党としても、現在の政府原案といふものは、はなはだ民間の要請にこたえ得るものではない、かように考えておりますが、この保険料率の問題と増補率の問題について、政務次官のお考えを一つ伺いたいと思っております。

○奥村政府委員 御指摘の通り、保険料の割合については、七〇%を九〇%にしてほしいという非常な要望もございしましたが、それは一〇%だけ率を引き上げて、八〇%にいたしました。保証保険料率も三分の一だけ引き上げたわけで、まだ不十分かとも思われますが、政府としては、できる限りのことをいたしたつもりでありますので、あと、個々の保証協会における運用上、できるだけ御趣旨に沿うようにいたしたい、かように存じておるような次第であります。

○小林(正)小委員 この点は、私どもも考え方と政府の考え方はだいぶ開きがありまして、今後いろいろ協議の中で、こういう問題の解決をはかっていかなければならぬと思うのであります。

その次に、これは政務次官に一つお尋ねしたいのですが、今回の災害の特色は、民間災害が非常に大きい、こういうことなんです。そこで、この民間災害の総額といふものと、その総額の内訳を大企業と中小企業とに分けて、どういふような金額になっておるか、一応お知らせをいただきたいと思っております。

○奥村政府委員 まず、額につきましては、一つ中小企業庁長官からお聞き取りをいただきたいと思っております。

○小山政府委員 台風十五号の関係で、商工業関係全体の被害は、各府県の報告をまとめたのが九百三十億でございます。そのうち、中小企業関係が大部分でございまして八百十五億、こういうことでございします。十五号台風以前の台風十四号、八月豪雨、台風七号を加えますと、商工業関係全体の被害額は一千十億、そのうち、中小企業関係がこれまた大部分でございまして八百八十八億、こういう数字が出ております。ただ、この被害額は、当初非常にございまして、よく調べて調査したのでございしますが、不分明な点等がございまして、それが逐次変わっておりますので、最近——これは大体十月末日で締め切った数字であります、その後、多少の出入りがございまして、多少これよりふえております。

○小林(正)小委員 私は、中小企業の問題についてお尋ねをするわけでありましたが、ただ、その前に、一応大蔵当局の注意を喚起しておきたいと思うことは、実は、こういうことがあるんです。今、中小企業庁長官の説明されたように、この秋の災害による被害を推算すると、全体で千十億である。その中で、中小企業が八百八十億、そのうち、差引しますと、百三十億が大企業被害だ、こういう工合に、私たちがこれまでの数字の中から理解をいたしております。そこで、政務次官に一つよく御注意いただきたいことは、こういうことなんです。大企業の被害は、私は、この百三十億にとどまらないうるのです。これは、もつと多いのです。ところが、なぜ大企業が百三十億しか、実は被害の調査の面で、被害額として現われていないかといふと、大企業といふものは、自分の被害を隠しているのです。なぜ隠すかといふと、結局、たとえば、ある会社なら会社が、非常に大きな災害を受けたということになりまして、そのことが、直ちにその会社の業績に反映をして、それが株価に反映するということ、大企業が自分のところの被害を非常に過小に報告をしておる。こういう事実を、これは大蔵省としてはつかんでおいていただきたい。なぜ私はこういうことを申し上げるかというと、大企業に対して特別な救済の措置をやれという意味ではなくて、このことが、実は地方自治体に対して非常に大きな将来のマイナス点となるというところなんです。たとえば、四日市なら四日市において大工場がたぐさある、それが被害をこう

むった、ところが、表面に報告された数字といふものはきわめて小さい、そうすると、その被害の小さいという大企業の報告をもとにして、そこ

わゆる税金関係がずっとそろばんではじき出されてきて、そうして、明年度も、再来年度も四日市の税収入はこれくらいあるだろうという、そこに一つの欠陥が生まれてくる。ところが、実際来年、再来年になると、そうじゃないですね。実は私の方はこういう被害があつて、これだけ復旧費に金がかかったというところで、最終的には、すべてのしわ寄せが地方財源に——予想以下のものが結局税金として納められることになって、しわ寄せされるということがある、非常に今懸念されておるわけですが、こういうことは、あまり実は政府当局の耳に入っておらぬと思ひますけれども、これは、地元の町長とか、村長とか、あるいは市長など、自分のところの地域内に大きな工場を持つておる地方自治体の長というものは、大へんこの問題で困つておられますから、どうかその点は、御答弁は要りませんが、大企業の被害というものは、現在報告されておるものがきわめて過小に報告されておる、このことが将来地方財政を圧迫するものになるのだということだけは、一つ頭の中に置いておいてもらふと、あとになって地方財政が大へん困難を来すことになりはせぬかと私は思ふので、この点は、一応御注意を喚起しておきたいと思ふのであります。

それから、今度政府は、百五十億円の予算的な措置をしていただくわけでございますが、実は、愛知県だけでも百五十億円どうしても金が必要、こう言つてゐるのです。そういう場合に、百五十億円だけでは足りないのか。もちろん、年末金融として百億円

予定されておりますから、合計二百五十億円になりますけれども、これは、毎年、年末金融ということにつきましては、おることですから、災害のために百五十億円しか政府は組んでおりません。この間も、ある通産省の幹部の方が私に対して、百五十億円組んだのはちょっと多過ぎた、おそろく、よう使い切らぬのではないかと、大へん、こういうような心配をしておられたけれども、私から言わすと、そうではない。愛知県だけでも百五十億円の要望が出ておる。これは、もう実際県庁からきたわれわれに対する要望の中に、そういうことが書いてあるのです。そういうことを考えたときに、この百五十億円は、私は少ないと思ふが、将来実際にやつていって、この金が足らなかつた場合に、大蔵政務次官としては、一体どういふようなお考えで、この中小企業者の災害復旧に臨んでいかれるのか、その点、お尋ねをいたしたいと思ひます。

○奥村政府委員 政府の立場として、政府資金を中小企業に回すということ、ことさらに政府金融機関の災害融資だけが強く要望され、また報道されるので、私は、多少誤解を生むんじゃないかと思ふ。というのは、御承知の通り、中小企業融資といへども、金融は、本来これは民間金融機関がその主体であるべきであります。大体愛知県、三重県、岐阜県、東海三県で、民間金融機関から約五千億あるのは六千億近くの金が融資されておる模様であります。これは、まことに大ざっぱな数字で恐縮でございますが、五千億あるのは六千億、大体東海三県で日本の一割ですから、六千億くらいは融資さ

れておると思ひます。そのうちの、中小企業の方はどのくらい回つておるか。まあ、少な目に見ましても、中小企業融資はおそらく千数百億から二千億、その中で、政府の金融機関で融資する分、中小企業金融公庫、国民金融公庫及び商工中金という二割になりますと、そのうちの、また一割ないし二割ということになるのではなからうかと思ひますので、政府金融機関からの政府資金の融資だけで中小企業の金融を全部をまかなうんだ、災害融資全部をまかなうんだというところは、これは、まあ、とうていできるものではないと思ひます。ただ、民間金融機関の融資を促進するために、御承知の通り、信用保険公庫を活用いたしまして、各府県における信用保証協会の機能を十分活用いたしまして、総額において、御承知の約百億円の保証をいたしまして、そうして民間金融機関がこれによって大いに融資をしておらう、それから政府の金融機関としては、中小企業金融公庫、国民金融公庫及び商工中金に

おいては、特に災害被災者に対しては、百万円までは三年間六分五厘の低利の融資、これはもう全く補完的に、特別に、被災者の方にできるだけのことを政府として処置をとる、こういうこととありますから、御了解願ひたいと思ふのであります。

○小林(正)小委員 まあ、銀行に信用があり、商売も繁昌しておる、また担保力も十分だ、そういう業者は、これはもう救済の対象にはならない。これは、独自の力でもって、銀行は何ぼでも貸します。ただ、問題は、そうでなくて、今度は自分の住宅もやられた。住宅と工場、あるいは店舗とが一

緒になつておる場合が、中小企業者には多いのです。だから、全部がやられてしまった。そうすると、もう担保物もない。また、自分の保証人も同じようにやられておるというやうな状態の中で、一般市中銀行がその金をやすやすと貸すかということ。むしろ、そういう一般市中銀行だけでなく、政府の金融機関さえも、きわめて過酷な条件を突きつけて貸し出しをよやく承認するというのが、現実の姿なんです。そういうわけでありまして、私ども、実際に将来貸し出しをやつていってその結果、さらにどうも少ないやうであるということであれば、これは一つ大蔵省としても、その金額をふやすにやぶさかでないというやうなお考えを持つていただけないかどうかというところが一点。もう一つは、一応今はその対象となるものが、貸し出し限度が一件について百万円となつております。ところが、百万円では一体何ができるかということ。そこで地元業者などの意見を聞いてみますと、少なくとも、百万円の限度は百五十万円にしてほしいという声が強いですね。そういう点、この百五十億のワケの問題と百万円その限度の問題と、こういうことを、もう一ぺん現地の声も聞いて、さらにお考えを改めていただくことはできないものかどうか、お尋ねいたしたいと思ひます。

○奥村政府委員 お尋ねにつきまします。第一点は、民間の金融機関が被災者の家も流失したとか、機械もいたんだという場合に、そう簡単に融資しないではないか、こういうことですが、こういう場合に、特に信用保証協会の保証でもって融資をする。従つて、民間金融機関もこういう保証協会の十分活用して、この際、災害融資をできるだけ円滑にするという気持を持ってもらわなければなりませんので、政府もそのように指導しているつもりであります。

第二点といたしまして、中小企業金融公庫、国民金融公庫及び商工中金の、特に六分五厘の低利の融資のワケが百万円、これは百万円では少ないじゃないかというお説は、ごもっともであります。しかし、その百万円までしか貸さないというんじやありませんので、中小企業金融公庫等では、本来の業務は、たしか一千万円までは貸してくるのです。ただ、六分五厘の低利の適用は一人百万円まで、こういうことで、もつとずつと大口に借りたい方はお貸ししますが、低利は百万円でござんばう願ひたい。これは、政府としても、資金コストがもうそれ以上は下がりませんので、そのようにいたしておるので、その点は一つ御了承願ひたいと思ひます。

○小林(正)小委員 この点も、われわれの党の考え方と政府の案と少し違つておりました、今後さらに話し合いの中で一つ検討を続けていきたいと思ひますが、今次官のお話の中で、保証協会でもやつたらいいだろうというお話もありましたので、大月財務調査官にお尋ねをいたしたのであります。これはいつも私は言うのですけれども、この信用保証協会ができたのはそのほんとうの目的は、単独では借り

ておる場合が、中小企業者には多いのです。だから、全部がやられてしまった。そうすると、もう担保物もない。また、自分の保証人も同じようにやられておるというやうな状態の中で、一般市中銀行がその金をやすやすと貸すかということ。むしろ、そういう一般市中銀行だけでなく、政府の金融機関さえも、きわめて過酷な条件を突きつけて貸し出しをよやく承認するというのが、現実の姿なんです。そういうわけでありまして、私ども、実際に将来貸し出しをやつていってその結果、さらにどうも少ないやうであるということであれば、これは一つ大蔵省としても、その金額をふやすにやぶさかでないというやうなお考えを持つていただけないかどうかというところが一点。もう一つは、一応今はその対象となるものが、貸し出し限度が一件について百万円となつております。ところが、百万円では一体何ができるかということ。そこで地元業者などの意見を聞いてみますと、少なくとも、百万円の限度は百五十万円にしてほしいという声が強いですね。そういう点、この百五十億のワケの問題と百万円その限度の問題と、こういうことを、もう一ぺん現地の声も聞いて、さらにお考えを改めていただくことはできないものかどうか、お尋ねいたしたいと思ひます。

○奥村政府委員 お尋ねにつきまします。第一点は、民間の金融機関が被災者の家も流失したとか、機械もいたんだという場合に、そう簡単に融資しないではないか、こういうことですが、こういう場合に、特に信用保証協会の保証でもって融資をする。従つて、民間金融機関もこういう保証協会の十分活用して、この際、災害融資をできるだけ円滑にするという気持を持ってもらわなければなりませんので、政府もそのように指導しているつもりであります。

る力がない、そこで保証協会が保証の裏づけをして、金を貸してやる。つまり、ポーター・ラインにある者に対して融資をするというのが、ねらいである。と私は思うのです。ところが、実際に保証協会の実態というものをわれわれがよく調べてみると、そういうポーター・ラインにある者に対して金を貸すために保証協会というものができ上がっている、つまり、言うならば、借りる者のためにこれはできておるわけですね。ところが、実際にはどうかというと、そうじゃないのです。たとえば、ある商店なら商店が金を借りておった、ところが、どうもその銀行としては、貸した金がなかなか返済されない、そこで、その銀行がその商店のおやじを呼びつけて、どうも君のところは返済状態が非常に悪いじゃないか、一つ保証協会の保証をとりたまえと、銀行が保証協会に肩がわりをして、銀行が逃げたようにという例があるんですね。また、保証協会の保証をとって金を借りようという場合には、ほとんど銀行の意見によってこれが左右されておるといのが実態なのです。もつと極端な例を言うならば、保証協会の会長から、保証協会に動めておる専務理事、職員までが、ある銀行のほとんど古手の職員をもつて占められておるとい一例がある。だから、こういうことは、保証協会の真の目的をいつの間にかやらぬがめつて、銀行に奉仕するところの保証協会になり下がっている。こういう現実がある。そういうことについて、一体大蔵省はこれをどうして黙っておられるのか、この点について、あなたのお考えを一つ承りたいと思う。

○大月説明員 信用保証協会の制度

は、今のお話にごさいますように、一般のベースにおきましては、金を借りる信用力のない人に対して、保証人の立場に立つてやる、それによって初めて金融ベースに乗る、金融の対象になる、こういう制度だと思えます。ただ、信用保証協会の制度が法的に確立してからまだ日が浅いわけでごさいますので、その理想的な運用というわけにはいかないと思えますけれども、ただいま仰せになりましたように、ただ銀行のために利用されておるといことではなしに、各協会とも、本来の趣旨にかなうように一生懸命やっておるものと考えております。協会の職員につきましても、御存じのように、出資の關係からいまして、都道府県あるいは市町村の出資が一部入っておるものが多いわけでありまして、それから、一部金融機関、それから、一部は中小企業金融公庫からの貸付金、こういうような資金構成になっておりますので、職員ないしその運用につきましても、必ずしも貸す方の金融機関の意向というだけではなしに、それらの国なり、都道府県なり、あるいは一部金融機関なり、そういうところから出ております職員が一致してやっておりますし、必ずしも金融機関の立場ではなしに、やはり公共的な色彩を持って運営するという理念は非常にはっきりいたしておるわけでありまして、ただ、具体的な運営として、あるいは万全を期し得ない面はあるかと思えますけれども、仰せのような極端な場合も、最近はないというようにわれわれは思います。ただ、指導については、まだ制度が若いものでございまして、できる

○小林(正)小委員 名前がちょっと言えませんが、ある県の信用保証協会において、会長がA銀行、専務理事がA銀行、職員のうちの半数以上がA銀行というもので占められておる。こういうことに対して、大蔵省は別に何らの指導もなさらないのか、その点どうですか。

だけ完全になるようにいろいろ指導をいたしておる次第でございまして、
○大月説明員 各都道府県の実態によりまして職員の構成が出ておるわけでごさいます。あるいはそういう極端な例があるかと思えますけれども、直接の監督關係は都道府県知事になっておるほかに、今申しましたような出資の關係が、それぞれ關係方面から出ておりますので、銀行だけの便宜のために運用されるということはないと思えます。ただ、仰せのように、かりに銀行の職員だけしか——銀行と申しましても、いろいろな銀行であつたらよいと思うのであります。ある特定の銀行だけの職員でかりに構成されておるといことで、しかも、それが非常な弊害の原因になっておるといことでごさいます。よく実情を調査いたしまして善処いたしたいと思えます。

ボスどもがその恩典に浴しておる。真に金融を必要とするところの小さな業者というものは、いわゆるオミットされておるとい例がはなはだ多いですね。特に私はこの際大蔵政務次官にお尋ねしたいことは、いわゆる勤労性の事業者、これは使用人が、工業の場合は五人以下、それから商業、サービス業においては二人以下の場合ですが、そういう勤労性の事業場に対して、あなた方は今度の災害でどのような点をお尋ねしたいと思えますか。

にいても、融資の場合は非常にむずかしいというのが実例でございまして。いわんや、今次官がおっしゃった中小企業金融公庫からも金が出ておるといお話でありますけれども、これは中小企業金融公庫の理事がおられますからお尋ねしますが、こういう使用人五人以下、あるいはサービス業においては二人以下というような勤労性の事業に対して、中小企業金融公庫がお金をお貸しになったことがありますが、ちょっと御答弁願います。

○大月説明員 各都道府県の実態によりまして職員の構成が出ておるわけでごさいます。あるいはそういう極端な例があるかと思えますけれども、直接の監督關係は都道府県知事になっておるほかに、今申しましたような出資の關係が、それぞれ關係方面から出ておりますので、銀行だけの便宜のために運用されるということはないと思えます。ただ、仰せのように、かりに銀行の職員だけしか——銀行と申しましても、いろいろな銀行であつたらよいと思うのであります。ある特定の銀行だけの職員でかりに構成されておるといことで、しかも、それが非常な弊害の原因になっておるといことでごさいます。よく実情を調査いたしまして善処いたしたいと思えます。

○小林(正)小委員 ぜひ一つ、そういう例がありますので、あとで申し上げますが、御調査を願いたい、こう思えます。

○小林(正)小委員 私、実はそのように理解できないのです。ということとは、結局比較的大きな工場あるいは商店に対しては、国民金融公庫も相当利用されておるけれども、小さな勤労性の事業場は、やはり国民金融公庫

○小林(正)小委員 ぜひ一つ、そういう例がありますので、あとで申し上げますが、御調査を願いたい、こう思えます。

それから次には、いつも中小企業に對する金融が行なわれる場合には、名前は中小企業金融というところになっておりますが、その中小企業金融の運営によって恩恵を受けるものは、中小企業の中の比較的恵まれた、いわば

○小林(正)小委員 たいだいま御指摘のような、比較的小規模の中小企業と申しましても、あるいは家内工業的なものもありませんが、そういうものは、大抵国民金融公庫並びに中小企業金融公庫、それからそれらが組合を結成しておれば、組合中心で商工中金という融資、こういうふうになろうかと思えます。こうした中小企業に対するいわゆる事業資金、これは案外国民金融公庫で比較的円滑に融資が行なわれておるようには承知しております。特に今回の災害においては、国民金融公庫においては、本委員会からも非常にやかましくお話がありまして、被災地においては、国民金融公庫の支所においては、特に人員を増員するとか、その他いろいろな工夫をいたしまして善処しておるつもりでございまして。

○小林(正)小委員

私は、実はそのように理解できないのです。ということとは、結局比較的大きな工場あるいは商店に対しては、国民金融公庫も相当利用されておるけれども、小さな勤労性の事業場は、やはり国民金融公庫

○小林(正)小委員 今、理事は政務次官の立場も考えてああい御答弁をなすつたと思うのですけれども、これは次官、勤務性事業者に對して、中小企業金融公庫なんというものはちつとも役に立っておりませんよ。これは相当大きな企業でなければ、實際貸付をしておりません。あとで調べて報告するというところでございますから、これは片岡理事にぜひ一つお願いしたいのでございまして、そういう二人以下の零細勤務性の事業に對して、あなたの方が金を貸しておられる例があったら、ぜひ一つ示していただきたい。それは全体のどのくらいの比率になっておるか。これはあとで資料を出していただきたいと思ひます。

そこで、私も大体質問を終わりたいと思ひますが、とにかく今度の政府のいろいろ出された原案を調べてみますと、もう中小企業者という十は一からの言葉で、ほんとに困つておるところの零細勤務性の事業者に對しては、何ら特別な思いやりがなされておらない。国民金融公庫へ行つたて、一人か二人しか使つておられような商店には、實際はほとんど金を貸しませんよ。現に、私のところにそういう訴えがたくさんきておる。この間も、通産大臣がぜひそういう例があったら教えてくれということ、私もその例をどんどん集めておりますけれども、私は、こういう際は、非常に零細業者が實際数が多いのでありますから、十は一からげに中小企業者ということではなくて、勤務性のそういういわゆる零細企業に對しては、特別な措置を考へる。たとえば金利を三分五厘ぐらいに引き下げるとか、あるいはまた償還

期間を三カ年ぐらいにするとか、いろいろそういう特別なあたたい、言ふなれば多分に社会保障的な意味を含めた金融措置があつてしかるべきではないかと私は思ふのですが、この点、大蔵政務次官どうでしょうか。私は、ここに中小企業庁長官もいらつしやいますし、大月さんもおいでになりますけれども、どうもお役人という方々は、實際業者の苦しみを知らないと思ひます。たとえば、約束手形を持つてきます。これは大月さん、あなた手形の書き方を知つていますか。中小企業庁長官、あなたは防衛庁におられたけれども、これは御存じないと思ひますけれども、これは非常にきめのこまかい施策が必要ではないかと思ひます、とにかく百人使つておるところの工場も、二人か三人しか使つておられるところのサービス業に對しても、ただ中小企業だということだけでも、資金を流したから何とかなるだろう、これはなかなかそうはいきません。これはぜひ一つ、もし幸ひにして大蔵政務次官にそういうお氣持があるならば、念のため、やはり金融公庫の末端に至るまで、特にそういう零細企業に對しては十分めんどろを見てやれ、零細企業は、實際のところ担保物件も少ない、保証人になつてくれる人も少ない、そういうところに一つ特別なあたたい配慮をしてやれということ、あなたの方で国民金融公庫の方へ特別にそういう指導をやるお氣持があるかどうか、一つお尋ねしたいと思ひます。

○奥村政府委員 御趣旨まことにござつてもです。そこで、政府として、制度はいろいろできておるので、その制度さえ十分活用され、運用されれば、御心配の点は解消すると思ひます。国民金融公庫につきましても、特に零細金融については、御承知でしやうが、一口五万円以内の生業資金の貸付の制度もございまして、それから民間金融機関におきましても、労働金庫、これは主として金庫に加盟しておられる労働者に対する融資の方法ですが、それから中小企業者に對しても、特に零細な方々に對しては、これは信用金庫でいわゆる相互共同融資という道もあるわけですから、従つて、こういう制度の精神に沿つて、政府の指導ももっと積極的に手の行き届くように指導いたしますならば、御心配の点はほぼ解消できると思ひますが、政府も、また十分手の届かぬ点は、御指摘の通り、今後大いに努力したいと思ひ存じます。

○小林(正)小委員 それから大月さんに一つお尋ねしておきたいと思ひます。今度伊勢湾台風で非常に海岸線がひどくやられて、特に水産加工業者は、自分の家も加工場も全部吹っ飛んでしまつた例が非常に多いのです。それで立ち上りに非常に困つておりますが、この水産加工業者に對する融資の面は、農村中金でやつた方がいいのか、あるいはまた商工関係の方で貸付をした方がいいのか、その点、大月さん、どちらがうまく出そうですか。

○大月説明員 水産加工業者一般として考えますと、いずれの機関からも出し得ることになつてゐると思ひます。ただ、商工中金は、御存じのように、組合金融を主としたしておりますので、組合を組織しておられるならば、組合金融の商工中金の系統がいいの

じゃないか。それから、一般の独立した企業としておやりになつておれば、それは国民公庫なり中小公庫というものが、一応の筋かと存じます。ただ、具體的の事例によりまして、いろいろ問題はあらうと思ひますけれども、大體の筋として申し上げれば、そういうこととあります。

○小林(正)小委員 もうこれで終わりたいと思ひますが、要するに、私の言いたいことは、やはり中小企業対策というものは、きわめてきめのこまかいところの施策が必要である。従つて、やはりそれを扱う方々は、ほんとうにあつたかゝり氣持でやつてもらふねと、たまたま窓口が書類々々でもつてやましましことをおしやると、實際困るのです。だから、ぜひ一つそういう点は特別なお氣持をもつて、なるべく零細なものにまず救済の道を考へてやる、そういうことで、今後万全を期していただきたい、かように考へます。いろいろ法案の内容につきましても、あらためてまた質疑を行ないたいと思ひます。一応これで私は終わります。

○佐藤(觀)小委員 實は私は、大蔵委員を、代議士やつてから十年近くやつてゐるのですが、一度も中小企業金融公庫から借り入れたことがないのです。私は名古屋の近くなんです、国民公庫は非常によく行きますけれども、中小公庫の方は、今まで一度も、私があつせんしたのでは、貸してもらつたことがない。そこで、きょう坂口さんにぜひ会いたいと思つたのですが、坂口さんは、中小企業公庫からずっとやつておられるのですが、今まで實際に私たちの希望は通つておらないのです。これはおそらく一部の銀行との取引のある人以外は、まずまず利用されていないという点が多いのじゃないか。そこで、今度は大災害が起きたから、そんなことは言つておられませんが、せつかく大きなこういうような機関ができておつても、先ほど小林委員からもいろいろ質問があつたのですけれども、事實は利用されていない。私は大蔵委員の関係で、むしろそんなに利用できないものなら、国民公庫と一緒になつて、そうして国民公庫でたくさん

のワタを持つて、五十万とか三十万ぐらゐのやつをどんどん貸した方がいいのじゃないかという意見を持つておつたのです。ところが、今度は中小企業がひどい目にあひまして、そういうことを言つておられない。そこでこれからお尋ねするのですが、今まで、最高どのくらいまで貸して、最低はどのくらいのところか、大ざっぱでいいですけども、金額としてどれくらいのものをお貸しになつておられるのか、また最低はどのくらいかということ、簡単にでけつこうですから一つ。

○片岡説明員 お答えいたします。

だいまの御質問は、大体今度の東海三県の災害融資に限っての御質問と考えますが、今日まで大体十六億くらい、名古屋支店で直接貸し、代理貸しませまして貸し出したしておりますが、これを一件平均にいたしますと、大体二百万円ちょっと上になつております。中には千円近いものもございますし、すその方は五十万とかいうくらいになつておると思ひます。ただ問題は、国民公庫さんとの重複をなるべく避けるというふうな意味で、三十万以下の小口のものは、なるべくこちらでお扱いたくないというふうな考えでございますので、平均としては大体二百万ちょっと上くらいにいくと思ひます。

○佐藤(観)小委員 私、名古屋の近くなんです、たびたび中小企業公庫の方へ紹介してやっても、銀行との取引がないからいけないというのが今までの例ですが、最近、今言われたように、直接のあれができたのだから、最近行きませんけれども、その点で、私たちも、せっかく中小企業公庫という名前があつても、実が伴わないような、そういう懸念を持てているのです。そこで、今度は相当資金量のワタも多し、それから私たちに、直接そういうような中小企業公庫に対する需要が非常に多くなつてくるわけですから、そこで国民公庫は、割方簡単に、簡単といへば、これは額も少ないから、三十万から四十万くらいのところから、簡単なけれども、中小企業公庫は、そう簡単にはいかないと、もうわかつておるけれども、しかし、どうも銀行との取引がないと金が融通してもらへぬ。

これは国の金を扱うわけでございますから、そうやたらに貸してもいけない、あと返済する必要もある関係上、それはわかりませんが、どうもそこ、ところが少し窮屈ではないかと感じます。そういう点について、もう少し中小企業公庫のワタを一つ広げて、もう少し簡単に貸せる方法はないかというように考えるのですが、そういうお心持があるのかないのか。あるいは今度の災害の関係で、御承知のように災害にあったのですから、せつかく持つておつたものも、現にまだ水についておりませんが、そういうところは不安定といへば不安定、安心ができませんといへば安心ができないような点もありませんか、そういうような点についても、もう少し深い思いやりがあつたらどうかというところを、あなたは総裁でないから、そう強いことは言えぬかもしれせんけれども、その点をお伺ひしたいと思ひます。

○片岡説明員 お答えいたします。私、災害の直後、切符がとれますと、名古屋に飛んで参りまして、約一週間滞在いたしました。私も、この年に参りますまで、各地のいろいろな災害を経験しておりますが、今回の東海地区の災害は、従来の災害に比べまして、その質において、またその大きさに、比較にならぬ非常に大きなものであります。従つて、今回のこの災害に対するわれわれの態度というものは、従来の幾多の災害融資を扱つて参りましたが、そうした態度よりは、もっと飛躍的な考えを持って、これに当たらないければいけないというところで、帰りますので、本店に災害対策本部というものを作りましたし、さらに、役員を

常に名古屋に常駐させる、あるいは職員もたくさん動員いたしまして、できるだけ早く、いただきました財政投融資の金が中小企業の方々に御活用いただけるように、種々対策を講じたわけでございます。

御指摘のことでございますが、第一点は、私どもの方の資金、先ほど申し上げましたように、全体で千百十億の残高がありますが、これは全部やはり中小企業の方に使つていただいておりますのでございまして、決してよそに流れておるわけではございませんで、いわゆる中小企業者のための中小企業金融公庫としての役割を十分果たしておると思ひます。

なおまた、その次の点で、条件の問題でございますが、災害融資に限りましては、たとえば百五十万以下のものは、代理店の判断によりまして、無担保でも貸し出しをするという手続をやっております。それからまた、従来の代理店の保証責任は八割持つていただいておりますが、百五十万以下の分については、この保証責任の率を引き下げるというところで、たゞいま主務官庁ともいろいろ折衝申し上げておるわけでございます。

それから代理店の方に対しては、先ほど先生の御指摘もございまして、自分のところの取引先以外には貸し出しをしないというふうなことで、これは今でもそういうことは決してないものであります。私どもの方で統計的に調べますと、四割近くは代理店の新規の貸付になっておりますので、決して従来の自分のところの取引先のところだけに公庫の金を流しておるということはないのでございまして、

も、特に今度の災害融資につきましては、そういう点について万漏のないようにということで、常時代理店の指導はきつめて緊密にやつておるわけでございます。

○前尾小委員長 佐藤君、国民金融公庫の理事の水谷さんが来ておられますから……

○佐藤(観)小委員 そこで、災害が起きましたから今ちょうど五十日ばかりになります。今度の政府のワタの中でいろいろと苦勞されていると思うのですが、名古屋の現場はどのような状態になつておるか、ちょっとそのことについて御報告願ひしたいと思います。

○片岡説明員 先ほど申し上げましたように、今回の災害の質と量というものは、非常に深くして大きいのでございまして、はたしてわれわれどもの方の資金は確実にどれだけ用意すればよいかというふうなことは、なかなか現在の段階ではそろばんがとりにくく、面がございまして、ことに、私先々週も名古屋に参りまして、その後の復旧の状況を見て参りましたが、大体現在のところでは、今さら申し上げるまでもないと思ひますが、根本的な復旧というものはかなりあと回しになって、要するに目先の復旧、とにかく早く商売を始めよう、仕事を始めようという機運が非常に強く、それに伴う資金の需要が多いのでございまして、さしあたりこのところは、先般ちょうどいたしました額を上手に繰り回して参りまして、そして先へいきまして若干何かこぼれが出るようございまして、従来の一般の企業努力によりまして、従来の一般のワタを使つていく、あるいは場合によっては三十五年度の方にすり込

ましてやつていきたい、かように考えております。

○佐藤(観)小委員 現在これだけ借りたいという人の申し込みと、それからあなたの方の資金量のワタというものの間に、どのくらいの差があるんですか。

○片岡説明員 お答えいたします。現在だけの需要があるかということ、これは毎日々々お客さんが参るわけでございます、たとえば今度の台風の結果、お前の方の資金需要は総額幾らかということになりますと、これは今の段階では的確なものがつかないわけでございますが、現在私どもの方へ申し込みをいただいておりますものは、特に資金の使途で工合の悪いものは若干除きまして、ほとんど百パーセント近く資金を融通いたしております。

○佐藤(観)小委員 一べん私も名古屋で調べてみます、片岡さんの言うことがほんとにどうか。申し込みは大体よいというふうな考えでよいと思ひます。ちょうど国民金融公庫の水谷さんが来られましたから、水谷さんにもちょっとお伺ひしたいのですが、この間私名古屋に参りました。私は名古屋ではございまして、都部の方に選挙区を持っておりますが、国民金融公庫においては、相当資金を上回つた需要があるというところですが、それが現状はどのようになつておるのか、こういう問題がありました。それは御承知のように、名古屋には二つの国民金融公庫の支所があるわけですが、熱田区の方は非常に水がひどかっただけに、非常に多くの申し込みがある。しかし、御承知のように、調査をしなければなら

ぬけれども、一日調査をしても平均三件が四件しか一人でやれないというようなことで、年末を控えて非常に熱心にやっておられるわけです。そこではたして年末にうまくマッチして政府の資金が一般に考えられるようにうまくいっておられるかどうか、その現状を少しここで発表していただきたいと思ひます。

○水谷説明員 お答えいたします。名古屋というお話でございますが、東海三県の中の愛知県だけ統計を今持つて参ったわけでございますので、この中から豊橋の管内を除いて御説明いたしてよろしゅうございますか。それとも愛知県だけでよろしゅうございますか。

○佐藤(観)小委員 豊橋を入れても、のけても、どちらでも……。

○水谷説明員 それでは愛知県には豊橋を入れて三つの支所がございますので、愛知県を合計して申し上げます。これは十一月十四日現在でございますが、融資相談を受けたのは一万一千三百九十二件、金額にいたしまして四十八億六千三百余万円となっております。そのうち、申し込みを實際受け付けましたのが九千七百七十三件、四十三億一千四百万円、それで貸付決定いたしましたのが五千四百九十九件、十二億四千二百万円でございます。そのうち、貸付を実行いたしましたのが三千二百三十二件、七億六千万円という数字に相なっております。それで大体二週間ぐらいで申し込みから貸付の決定をいたしております。ところが、零細金融と申しますのは、貸付の決定通知をもらいますと、安心してなかなか金を取りにこない人がいるという関係があります。

○水谷説明員 それでは愛知県には豊橋を入れて三つの支所がございますので、愛知県を合計して申し上げます。これは十一月十四日現在でございますが、融資相談を受けたのは一万一千三百九十二件、金額にいたしまして四十八億六千三百余万円となっております。そのうち、申し込みを實際受け付けましたのが九千七百七十三件、四十三億一千四百万円、それで貸付決定いたしましたのが五千四百九十九件、十二億四千二百万円でございます。そのうち、貸付を実行いたしましたのが三千二百三十二件、七億六千万円という数字に相なっております。それで大体二週間ぐらいで申し込みから貸付の決定をいたしております。ところが、零細金融と申しますのは、貸付の決定通知をもらいますと、安心してなかなか金を取りにこない人がいるという関係があります。

○佐藤(観)小委員 大体東海三県で四十二億のワケがあるのでしょうか。四十二億あって十二億とすると、三十億ぐらいいまだ残っているわけですね。

○水谷説明員 そういうことに相なります。

○佐藤(観)小委員 実は私きのう行ってきたんですが、まだ水の入ってあるところに十万人ばかりおるようであります。そこで、今あなたが大体これで終わるだろうと言われましたけれども、まだこれから水が引いてから商売を始めるという人があるわけです。それが引いてから一週間ぐらい仕事ができないうわけですから、そういうような点でまだこれから申し込みがあると私には見なければならぬと考えますが、その点について、遺漏ない用意をいただけるということですが、もう一つ

は、五十人応援を出されたということですが、この間現場を見て参りましたけれども、なかなか初めての人もおるし、せっかく有能な人も、土地の事情になれない点があるわけです。そういう点で、必ずしも仕事が円滑にしているとは考えられない点があるわけですね。こういう点について、もつと中央の方からも、適宜事から正月に間に合うように努力していただきたいと思うのですが、そういう点についてどういふお考えがあるのか。これでは、水谷さんなどは、中央におつてあまり地方の事情を知らないということになるわけですね。私はしよつちゅう行っておるからわかるのですけれども、必ずしもあなたの方の報告とわれわれ現場を見てきた者とは一致しないのです。そういう点についてのあなたの考えは、大丈夫だと言われるが、大丈夫だとはだれも思っておられないんだ。あなたの方は、大丈夫だろうと、遠くの方で、ずっと天井から下の方をのぞいておるようなことですが、そういう点については、われわれは現実に見ているので、必ずしもあなたが言っているほど現場は円滑にいていない。そういう点を考えられたことがあるか。そこにおるあなたの方の支店長あたりは、よく知っていますから、そう簡単にうまいこといっているとは思っておりません。これはいろいろな事情がありまして、そうあなたがここで報告されるように、うまいこといっているならば、私は質問する必要はないのです。必ずしも現状はそれほどうまくいっておりません。そういう点についての最近の報告をあなたの方は受けておられるかどうか、この際お伺いしたいと思う。

○水谷説明員 私ども、東京からだいぶ出しておるのでございますが、応援に出しておりますのは、審査に経験のある者を出しております。特に優秀な人間をビック・アップして出しております。この点については、何分にも土地にふなれたという点は、これはいふまでもないことだと思います。今まで報告を受けておりますところでは、二週間ないし三週間貸し出しを實行できるような段階になっておりますので、割合に順調にいておるのではないかと考えておる次第でございます。

○佐藤(観)小委員 私は、ここに大蔵、通産の政務次官がおられますから、一言申し上げておきたいと存じますが、實際は、国民公庫は支所を比較的にたくさん持っておりますから、相当円滑にいておることは事実です。しかし、中小企業金融公庫は、金を貸す額が大きい関係もありまして、一般にはなかなか行き渡らない点があるように考えておるわけです。そういう点で、私は、必ずしも地方においてそれが円滑にいておるかどうかという点については、疑問を持っております。これは大蔵、通産両方の関係の政務次官がおられますから、この際お伺いしておきますが、あなたの方は、このままですべていっても大丈夫だ、こういうふうにおっしゃるのかどうか、その点を両次官にお伺いしたいと思います。

○内田(常)政府委員 佐藤委員御承知のように、私は、実は長年商工委員会ですら参りまして、自分では、この面について非常な研究をして参つておるつもりであります。なかなか満足がいくような結果が得られていないと今日考えています。それは佐藤委員がおっしゃる通りに、国民金融公庫は近い自己の店舗を持っておる。商工中金にしてもまたしかりであります。中小企業金融公庫は、先ほど政府委員から説明がありましたように、本店を含めて全国十一ヶ所あります。あとは一般の金融機関の代理店貸し出しにたよるを得ない。代理店たる金融機関は、それぞれ独立の営利金融機関でありますから、私も昭和二十八年に中小企業金融公庫を作りました当時の理想が、今日これらの代理店運営のみによって行なわれているとは、私は今まで考えていなかったわけでありまして、その考えを私は通産省へ持ち込みまして、今後は自己の店舗の増設をはかる。しかし、これは金がかかる。わずかに政府から毎年入る程度の財政投融資では、にわかには自己の店舗をふやすということになりません。貸す金よりも自己の店舗の営業資金がたかさんかかってしまふ、これまた困りますので、一挙に支店は作れないのでありますが、漸次ふやす。もう一つ大切なことは、代理店の指導監督ということを今後さらに徹底して参らなければ、先ほど佐藤委員も言われましたように、代理店は自己の従来の取引先のみに重点を置いて、自己の店舗に取引関係のない中小企業者が申し込んだ場合には、言を左右にかまえてなかなか利便をはからないという弊害が、今なお若干残っておりますことは私も認めますので、これらの点を今後

十分改善をして参らなければならぬ、かように考えております。

○奥村政府委員 私、ずっと大蔵委員会所属しておりますが、金融行政を勉強する立場から、中小企業金融公庫のあり方を研究して参りました。現在の中小企業金融公庫のあり方については、その見方において、先にお述べになつた内田通産政務次官の見方、考え方と全く同一であります。特に今度百万円以内は三年間六分五厘の低利融資をするという事は、一般の金利と比べるとかなり恩恵的なことでありますが、これが十分一般中小企業者に行き渡るほど潤沢にこの資金が流れればよいけれども、ごく僅少であるということでありまして、そういう恩恵的なものならだれしも利用したがるということになつて参りますから、その代理店の金融機関が、日ごろのお得意には恩恵的に貸すが、全然初めてのお客はついに人情としても出しにくくなる、そういうえこひいきが起ころはしないかという懸念を実はなおさら持つくらいでありますので、大体内田政務次官と同じような考え、また懸念を持つ次第で、こういうことのないように、今後十分指導しなければならぬと存じます。

○佐藤(観)小委員 この据置期間をもう少し延ばしてもう方法はないのか。どうも今のような状態だと、実際の場合において、金を借りてもすぐ返さなければならぬ。私は、二年か三年くらい先にならなければもとはは復しないように思うのですが、この据置期間をこのように短い期間にされた理由は、どういふ事情によつておられるのか、その根本のあれを、奥村さんか大月さんか、どちらでもけっこうですから、説明していただきたいと思ひます。

○大月説明員 中小企業金融公庫につきましては、従来据置期間六カ月を、災害に關しましては一年に延長しておるわけでございますが、全体の貸し出しの期間自体がそう長くはないわけでございます。五年見当でございますから、一年の据置期間というものは相当大きなものであります。これを二年、三年にするというのは、つり合ひがとれないのではないかと考えております。

○佐藤(観)小委員 それでは利息の問題ですが、先ほど奥村さんはこれくらい安いの利息ならいいだろうというお話であります。高いという声もあるわけですが、それはおそろしくいうふうな場合には、政府資金の場合です。一般の商取引の場合と違ひまして、今度のような大きな災害を受けているような中小企業者に対しては、利率をうんと下げて、ほとんど無利息くらいな程度で貸し与えることはできないのか。その点については、何か基準があつて三分五厘という利率になつておられるのか、その点をもう一度大月さんから伺いたい。

○大月説明員 ただいま特別金利六分五厘ということでございますが、従来、一般に借りますと九分三厘でございますので、相当大幅な優遇をいたしておるのであります。三分五厘という金利は、今の政府機関においてはまたとつておりませんので、コストの上からいって非常に困難かと思ひます。

○佐藤(観)小委員 内田政務次官にも一つお尋ねしたいのですが、この中小企業金融公庫が比較的使用しがたいというの、先ほど申されたように、やはり代理店銀行との取引関係でやられるという上関係上、非常に不便を与えておられると思ふのです。幸いにし

て、国民金融公庫は支所もできて完備もしてあるし、おそろしく将来そういうような傾向は少なくなると考えておるわけですが、しかし、中小企業金融公庫の方の支所は、現在のところどれくらいの数か全国にあつたならばどうにか面目が保てるかということについて、通産省の方にもそういうような一定の基準があるのではないかと思ふのですが、そういう点をどういふふうにお考えになつておられるのか。幾つぐらいいければ、どうにか直接的に国民金融公庫と同じような機能を果たし得るかということの、一定のワケが考えられると思ふのですが、その点の数はどれくらいに見込んでおられるのか、この際伺つておきたい。

○内田(常)政府委員 私の個人的見解を申し上げます。全国で三十ないし五十はぜひほしいのでございます。なお、お尋ねがございせんでしたけれども、中小企業金融公庫が主として代理店にたよつてゐる結果、中小企業者一般が非常に不満を持つてゐることにございまして、これは私の持論であります。中小企業金融公庫は、その代理店に保証責任を持たしてやつておられることは、御承知の通りであります。代理店が貸した場合には、その八割は代理店が保証の責めを持つ、こういうことでありますから、代理店としてみれば、信用状態のわからない、従来取引のない中小企業者のために、八割の保証責任までもしやないながら中小企業金融公庫の金を代理融資するということは、なかなか踏み切れないんじゃないかというところで、保証責任の限度を大いに下げるべきである、他の農林漁業金融公庫とか、国民金融公庫などにも例があるのか、思ひ切つて下げるべきであるということ、私は政府に参りまして主張をいたしておることは、これは佐藤委員御承知の通りであります。今回、さきに公庫からも御発言がございましたように、災害融資につきましては、その保証の率も下げまして、やや私も満ちたしてありますが、あれやこれやのところを用いて、一挙に三十、五十は作れませんが、それに達する間、中小企業一般の人々が満足のいくようなことをぜひ考えてみたいと思ひます。

○佐藤(観)小委員 やはりそういうふうな見解でやらなければ、せっかく中小企業金融公庫があつても、頭だけあつて、足はないというふうな形になるんじゃないかと思ひますので、ぜひ一つそういう点も考えていただきたいと思います。

○大月説明員 それでは、国民公庫の方は多分少知つておられますが、損害補償はどの程度のパーセンテージなのか、パーセンテージにすればどのくらいの金がかかるか、それが問題になるのか、そういう点がわかつておつたらお答え願ひたい。

○片岡説明員 お答えいたします。大体私の方は、先ほど来話にも出ておりますように、代理店の保証責任でございまして、現実に回収不能になつたものが全部私の方でかぶるというわけではございせんので、中に立つております代理店が相当それを処理してくるわけでありまして、現在のところ、

それでもなおかつ回収不能になつておりますのが、大体三割前後というふうにか、もつと多くなければいけないのか、いろいろ議論のあるところと存じますが、大体三割ということに相なつております。

○佐藤(観)小委員 大月財務調査官にもう一つお伺ひしたいんですが、今度は災害の関係で、多少出先の方ではそういう回収不能の問題が出てくると思ふ。しかし、これは国家がこれほど大きな災害を受けたので、各機関の資金需要者も、そういうことになつて多少は減らしてはいいということもあるのか、そういうことについては、政府はどういうふうにかえておられるのか、大蔵省の見解を一つ伺ひておきたいと思ふ。

○大月説明員 ただいま片岡理事からお話がございましたように、中小公庫につきましては、若干の貸し倒れが従来あるわけでございますが、これは今度の災害に關しまして、特に貸し倒れがふえてもよいとは考えておりません。やはり従来の国民公庫ないし中小公庫のぎりぎりの線までお貸ししてあるんだというように了解いたしております。むしろ資金の量をふやす、それから代理店を活用するという意味で、今の保証責任を若干軽減する、その結果として、公庫がかぶる量はふえてくるかもしれないが、危険率は、少々危険であつて貸してもいいというわけにはいかない。むしろ従来、災害の観点を離れまして、相当努力して貸しておるというようにわれわれは考えております。

○佐藤小委員 現在の状態では、やはり中小企業金融公庫、国民金融公庫にたよる点が非常に多いと思うのです。特に今度の災害のために、おそらく東海三県の各地とも、非常に中小企業金融公庫や国民金融公庫に殺到しておると思うのです。そういう点で、せっかくの機関があるし、同時に政府も、十分とは言えませんが、ある点までの相当のワタを東海三県にも与えておる関係もありますので、どうか一つ悔いを残さないように、この際特に留意していただくようお願いしまして、私の質疑を終わります。

○辻小委員 今お話を聞いておりました中小企業金融公庫について、ちょっとお尋ねしたいと思ひます。私の手元には、先日お尋ねをいたしました十月三十一日現在の三公庫の災害融資の処理状況がござりますが、今国民金融公庫の方から、十一月十四日現在の処理状況をお話しいただいたのであります。

○水谷説明員 一等地に申し上げたのは、愛知県だけです。

○水谷説明員 はい。——それではあらためて申し上げます。東海三県の十一月十四日現在の申込件数は、一万四千九百十八件でございます。金額にいたしまして、六十一億八千六百二十三万三千円ということになっております。貸付の決定をいたしましたのは、そのうち八千二百五十三件、十八億五千四百五十万五千円という数字でございます。

○辻小委員 わかりました。私が勘違いをいたしておりました。十月三十一日現在で、一万二千三百幾つあったのが減ったように思ひましたが、これは

○水谷説明員 お答えいたします。ただいまの御質問は、東海三県でございましょうか、それとも……。

○辻小委員 東海三県です。今あなたのおっしゃったのも東海三県でよろしいか。

○片岡説明員 直接貸付は、私の方へお申し込みをいただいたのが、十月もかなり押し迫ってからの業者の方といたしまして、相当計画が固まりましてからお話をいただいております。その中で、それに伴いまして処理もだんだんおくれておりますが、現在のところ、大体四千三百百万円の決定をいたしております。

○辻小委員 何件で……。

○片岡説明員 六件でございます。それで目標をいたしましては、年内に五億、それから第四・四半期に参りましてから、五億くらい処理したいと考えております。いたしましては、十億だけを投融資の額全体のうちで、十億だけを直接貸付いたしまして、あとを代貸し

○水谷説明員 貸付の決定をいたしました数字でございます。貸付の実行の数字は、そのうち四千六百五十六件、十億一千九百九十二万五千円という数字でございます。これが貸付を実際に実行した数字でございます。

○辻小委員 わかりました。それからこの中小公庫の方の直接貸しは、十月三十一日よりすると、一件五百万円しかございません。貸し出し済みの方でございます。四百五十三件の中でわずかに一件、九億九千八百万円の中でわずかに五百万円しかございませんが、その後二週間のうちに、この方はどういふふうになりましたか。

○片岡説明員 直接貸付は、私の方へお申し込みをいただいたのが、十月もかなり押し迫ってからの業者の方といたしまして、相当計画が固まりましてからお話をいただいております。その中で、それに伴いまして処理もだんだんおくれておりますが、現在のところ、大体四千三百百万円の決定をいたしております。

○辻小委員 何件で……。

○片岡説明員 六件でございます。それで目標をいたしましては、年内に五億、それから第四・四半期に参りましてから、五億くらい処理したいと考えております。いたしましては、十億だけを投融資の額全体のうちで、十億だけを直接貸付いたしまして、あとを代貸し

○水谷説明員 貸付の決定をいたしました数字でございます。貸付の実行の数字は、そのうち四千六百五十六件、十億一千九百九十二万五千円という数字でございます。これが貸付を実際に実行した数字でございます。

○辻小委員 わかりました。それからこの中小公庫の方の直接貸しは、十月三十一日よりすると、一件五百万円しかございません。貸し出し済みの方でございます。四百五十三件の中でわずかに一件、九億九千八百万円の中でわずかに五百万円しかございませんが、その後二週間のうちに、この方はどういふふうになりましたか。

○片岡説明員 直接貸付は、私の方へお申し込みをいただいたのが、十月もかなり押し迫ってからの業者の方といたしまして、相当計画が固まりましてからお話をいただいております。その中で、それに伴いまして処理もだんだんおくれておりますが、現在のところ、大体四千三百百万円の決定をいたしております。

○辻小委員 何件で……。

○片岡説明員 六件でございます。それで目標をいたしましては、年内に五億、それから第四・四半期に参りましてから、五億くらい処理したいと考えております。いたしましては、十億だけを投融資の額全体のうちで、十億だけを直接貸付いたしまして、あとを代貸し

○水谷説明員 貸付の決定をいたしました数字でございます。貸付の実行の数字は、そのうち四千六百五十六件、十億一千九百九十二万五千円という数字でございます。これが貸付を実際に実行した数字でございます。

○辻小委員 わかりました。それからこの中小公庫の方の直接貸しは、十月三十一日よりすると、一件五百万円しかございません。貸し出し済みの方でございます。四百五十三件の中でわずかに一件、九億九千八百万円の中でわずかに五百万円しかございませんが、その後二週間のうちに、この方はどういふふうになりましたか。

○片岡説明員 直接貸付は、私の方へお申し込みをいただいたのが、十月もかなり押し迫ってからの業者の方といたしまして、相当計画が固まりましてからお話をいただいております。その中で、それに伴いまして処理もだんだんおくれておりますが、現在のところ、大体四千三百百万円の決定をいたしております。

○辻小委員 何件で……。

○片岡説明員 六件でございます。それで目標をいたしましては、年内に五億、それから第四・四半期に参りましてから、五億くらい処理したいと考えております。いたしましては、十億だけを投融資の額全体のうちで、十億だけを直接貸付いたしまして、あとを代貸し

○水谷説明員 貸付の決定をいたしました数字でございます。貸付の実行の数字は、そのうち四千六百五十六件、十億一千九百九十二万五千円という数字でございます。これが貸付を実際に実行した数字でございます。

○辻小委員 わかりました。それからこの中小公庫の方の直接貸しは、十月三十一日よりすると、一件五百万円しかございません。貸し出し済みの方でございます。四百五十三件の中でわずかに一件、九億九千八百万円の中でわずかに五百万円しかございませんが、その後二週間のうちに、この方はどういふふうになりましたか。

○片岡説明員 直接貸付は、私の方へお申し込みをいただいたのが、十月もかなり押し迫ってからの業者の方といたしまして、相当計画が固まりましてからお話をいただいております。その中で、それに伴いまして処理もだんだんおくれておりますが、現在のところ、大体四千三百百万円の決定をいたしております。

○辻小委員 何件で……。

○片岡説明員 六件でございます。それで目標をいたしましては、年内に五億、それから第四・四半期に参りましてから、五億くらい処理したいと考えております。いたしましては、十億だけを投融資の額全体のうちで、十億だけを直接貸付いたしまして、あとを代貸し

○水谷説明員 貸付の決定をいたしました数字でございます。貸付の実行の数字は、そのうち四千六百五十六件、十億一千九百九十二万五千円という数字でございます。これが貸付を実際に実行した数字でございます。

○辻小委員 わかりました。それからこの中小公庫の方の直接貸しは、十月三十一日よりすると、一件五百万円しかございません。貸し出し済みの方でございます。四百五十三件の中でわずかに一件、九億九千八百万円の中でわずかに五百万円しかございませんが、その後二週間のうちに、この方はどういふふうになりましたか。

○片岡説明員 直接貸付は、私の方へお申し込みをいただいたのが、十月もかなり押し迫ってからの業者の方といたしまして、相当計画が固まりましてからお話をいただいております。その中で、それに伴いまして処理もだんだんおくれておりますが、現在のところ、大体四千三百百万円の決定をいたしております。

○辻小委員 何件で……。

○片岡説明員 六件でございます。それで目標をいたしましては、年内に五億、それから第四・四半期に参りましてから、五億くらい処理したいと考えております。いたしましては、十億だけを投融資の額全体のうちで、十億だけを直接貸付いたしまして、あとを代貸し

○水谷説明員 貸付の決定をいたしました数字でございます。貸付の実行の数字は、そのうち四千六百五十六件、十億一千九百九十二万五千円という数字でございます。これが貸付を実際に実行した数字でございます。

○辻小委員 わかりました。それからこの中小公庫の方の直接貸しは、十月三十一日よりすると、一件五百万円しかございません。貸し出し済みの方でございます。四百五十三件の中でわずかに一件、九億九千八百万円の中でわずかに五百万円しかございませんが、その後二週間のうちに、この方はどういふふうになりましたか。

○片岡説明員 直接貸付は、私の方へお申し込みをいただいたのが、十月もかなり押し迫ってからの業者の方といたしまして、相当計画が固まりましてからお話をいただいております。その中で、それに伴いまして処理もだんだんおくれておりますが、現在のところ、大体四千三百百万円の決定をいたしております。

○辻小委員 何件で……。

○片岡説明員 六件でございます。それで目標をいたしましては、年内に五億、それから第四・四半期に参りましてから、五億くらい処理したいと考えております。いたしましては、十億だけを投融資の額全体のうちで、十億だけを直接貸付いたしまして、あとを代貸し

○水谷説明員 貸付の決定をいたしました数字でございます。貸付の実行の数字は、そのうち四千六百五十六件、十億一千九百九十二万五千円という数字でございます。これが貸付を実際に実行した数字でございます。

○辻小委員 わかりました。それからこの中小公庫の方の直接貸しは、十月三十一日よりすると、一件五百万円しかございません。貸し出し済みの方でございます。四百五十三件の中でわずかに一件、九億九千八百万円の中でわずかに五百万円しかございませんが、その後二週間のうちに、この方はどういふふうになりましたか。

○片岡説明員 直接貸付は、私の方へお申し込みをいただいたのが、十月もかなり押し迫ってからの業者の方といたしまして、相当計画が固まりましてからお話をいただいております。その中で、それに伴いまして処理もだんだんおくれておりますが、現在のところ、大体四千三百百万円の決定をいたしております。

○辻小委員 何件で……。

○片岡説明員 六件でございます。それで目標をいたしましては、年内に五億、それから第四・四半期に参りましてから、五億くらい処理したいと考えております。いたしましては、十億だけを投融資の額全体のうちで、十億だけを直接貸付いたしまして、あとを代貸し

で割当を要しておりましたところが、三千万円くらいの不用額が出る見込みでありましたので、これは設備共同化資金ではございません、近代化資金であります。今回の災害が一番ひどかった愛知県を中心とする地域に、再配分をすることで計画を立てております。それから残り一億四千五百万円というのは、今お話しした共同設備に対する助成資金であります。このうち五千万円くらいまだ配当いたしてないものがございます。やや当初の配当目的と、今回の災害にかかる共同施設の復旧建設の目的と異なる点がありますので、はたしてこれが仰せのように、流

用、活用できるかどうか、まだ未確定の点があります。これは私どもも、先般来実は鋭意大蔵省と相談をいたしておりますので、極力御趣意に沿うことができるようになればよいと思ひまして、努力を続けております。しかし、一般的に申しますと、先ほども他の政府委員から話がありましたように、災害による施設の本格的復旧というものは、これは明年に持ち越されるものが

相当多いと思いますので、ことに流用できる資金を考えますと同時に、明年度もあわせて考えていきたいと存じておる次第でございます。

○辻小委員 今通産政務次官からああいうようなお話がありました。大蔵政務次官はいかがでございますか。これにつきましては、あなたの方と御折衝をいただいておるそうであります。何か色よい返事を出していただきたいと思ひます。

○奥村政務委員 ただいま内田通産政

務次官から、共同施設の本年度の予算の使用について大蔵省と折衝中という

ことについては、私はまだ承知しておりません。さっそく大蔵省へ帰って調べまして、なるべく御趣旨のように、また通産政務次官のお述べになりましたように、実現いたしますように取り計らいたいと思います。来年度予算においても同様にいたしたいと考えております。

○辻小委員 なおその御好意をお示しいただきます場合に、中小企業等協同組合法によって正式にできております組合は、適用を受けることは当然となりますが、商業者の団体はそうではない任意団体がずいぶんございます。こういう方面にもこの恩典、特典を一つ与えて、均霑せしめていただきたいと思うのでありますが、いかがでございますでしょうか。

○内田(常)政府委員 辻先生の言われることは、ごもっともであります。法律的には不可能ではないかと思うのでございますけれども、この金の出道は商工中金を使いますので、商工中金を指導いたしまして、組合の結成できるような見通しがつきますならば、商工中金を通じて、行政措置で目的を達するような方途を考究して参りたいと考えております。

○前尾小委員長 はかに御質疑はありませんか。——次回は明日午前十時開会することとしまして、本日は、これにて散会いたします。

午後三時四十六分散会

昭和三十四年十一月二十四日印刷

昭和三十四年十一月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局